

---

令和2年 6 月 宇 美 町 議 会 定 例 会 議 録 (第3日)

令和2年6月11日(木曜日)

---

提出された案件は次のとおり

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員(13名)

1 番 丸山 康夫	2 番 平野 龍彦
3 番 安川 繁典	4 番 藤木 泰
5 番 入江 政行	6 番 吉原 秀信
8 番 黒川 悟	9 番 脇田 義政
10 番 小林 征男	11 番 飛賀 貴夫
12 番 白水 英至	13 番 南里 正秀
14 番 古賀ひろ子	

---

欠席議員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 川畑 廣典  
書記 太田 美和                      書記 中山 直子

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	木原 忠	副町長 .....	高場 英信
教育長 .....	佐々木壮一朗	総務課長 .....	佐伯 剛美
危機管理課長 .....	藤木 義和	財政課長 .....	中西 敏光
まちづくり課長 .....	丸田 宏幸	税務課長 .....	江崎 浩二
会計課長 .....	瓦田 浩一	住民課長 .....	八島 勝行
健康福祉課長 .....	尾上 靖子	環境農林課長 .....	工藤 正人

管財課長 …………… 矢野 量久                      都市整備課長 …………… 安川 忠行  
上下水道課長 …………… 藤井 則昭                      学校教育課長 …………… 原田 和幸  
社会教育課長 …………… 飯西 美咲                      こどもみらい課長 ……… 太田 一男  
町制施行100周年事業推進事務局長 …………… 安川 茂伸

---

10時00分開議

○**議会事務局長（川畑廣典君）** 起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

お手元に本日の議事日程第3号をお配りしておりますので、御確認を願います。

○**議長（古賀ひろ子君）** 改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

本日、本会議終了後に議会運営委員会を開催する予定であります。よろしく願います。

---

#### 日程第1. 一般質問

○**議長（古賀ひろ子君）** 日程第1、一般質問に入ります。

通告順に従って質問をお願いします。

1番。11番、飛賀議員。

○**11番（飛賀貴夫君）** おはようございます。11番、飛賀貴夫です。

最初に、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々、御遺族の皆様衷心より哀悼の意を表します。

それから、いまだに苦しんでおられる方々、その御家族及び関係者の方々、そして不安とともにつらい日々を過ごされている全ての皆様に対して、謹んでお見舞いを申し上げます。

また、治療や感染症予防のために尽力をされている医療従事者及び関係者の方々、園児や児童生徒の安全と学習機会を守るため奮闘されている学校教育課の職員、こどもみらい課の職員をはじめ教育関係者及び保護者、地域の皆様に心から敬意を表しますとともに、困難な状況の中でも頑張っている全ての子どもたち皆さんに、心からエールを送りたいと思います。

さて、新型コロナウイルス感染症について、4月21日に議員9名の連名で町長に要望書を提出させていただきました。

個人事業主や中小企業等への町独自の経済支援や生活困窮世帯への生活支援、新型コロナウイルス対策に関する問合せ一覧表の掲示や配布など、迅速かつ素早い対応を取っていただき感謝申し上げます。

また、今議会で上程され、可決されました支援策第2弾として、児童扶養手当の5,000円の積み増し、小中学生に1人1台のタブレット端末配備、小規模事業者応援給付金の拡充、休業

要請協力店舗協力給付、プレミアム付き地域商品券の拡充等々、できることを選択と集中で対応、対策を進めていただいていることは、大いに評価できるもので、検証、批判すべきものではないと思ひ、あえてこの場で私たち議員が提出した要望書に対する対応や進捗状況についての質疑には不適切と思ひ、控えさせていただきます。

町制施行100周年記念事業の大幅な見直しや中止、記念式典の中止など、苦渋の英断を下され、これまで携わってこられた町制施行100周年事業推進事務局の職員、関係者の皆様の労をねぎらい感謝を申し上げ、コロナ禍が収束に向かえば、次の100年に向けての事業を進めていただきたいと思っております。

また、町民の生命、健康、財産を守るために、新型コロナウイルス感染症対策や対応を講じていただいている危機管理課の職員の皆さん、関係各課及び全ての役場職員の皆様、関係者の皆様にも敬意を表し、深く感謝を申し上げます。

特に特定給付金、給付を一日でも早く町民全てに給付できるよう日夜一生懸命頑張っていたいただき、対象世帯数1万6,008世帯、申請受付1万4,884世帯、給付済件数、本日現在で1万4,390世帯、89.9%という実績を残し、今もなお給付作業を続けておられる給付担当者職員並びに健康福祉課の皆様に、また関係者の皆様にも心から深く感謝を申し上げます。

さて、このコロナ禍において、多くの学校現場の方たちと試行錯誤から学ばせていただいたこと、問われていることをここに共有し、さらなる対話とこれからの対応策や行動を共に考える一つの機会と思ひ、コロナ禍における今後宇美町の教育行政を中心に順次お尋ねいたします。

コロナ禍における今後の宇美町の教育行政は、学びを止めない教育の推進が必要だと考えております。

そこで、コロナ禍において、現在、宇美町の小中学校の状況についてお尋ねいたします。

また、北九州市での小中学校での児童生徒の新型コロナウイルス感染例が相次ぎ、保護者や学校現場に不安が広まっています。小中学校が本格的に授業が再開する中、どう向き合っていくか、併せてお尋ねいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木壮一朗君） 失礼いたします。おはようございます。非常に町にエールを送っていただいたということで、非常に感謝申し上げ、しっかり答弁させていただきたいと思ひます。

コロナ禍において、宇美町の学校の状況と小中学校の学校再開に向けてどう向き合うのかという御質問にお答えしたいと思っております。

教育委員会行政報告でも述べましたように、各学校におきましては、子どもの学びを止めてはならない。子どもの健康と安全に配慮した取組を重点に、文部科学省の学校の新しい生活様式等の通知を参考にしながら、6月1日から教育活動を本格的に再開したところでございます。

これまで2月末から何度も臨時校長会を実施し、休校中の取組と学校再開に向けての準備等について協議をいたしました。

その中で、特に主張しましたのは、児童生徒の生命の安全を確保することです。学力保障も大切ですが、それ以上に生命保障です。これまでの取組としましては、いかに学力向上を向上させるかということを重点にまいりましたが、今後の教育活動推進に当たりましては、いかに児童生徒の命を守るかということが問われてくるのではないのでしょうか。

そのために、校長会におきまして、各学校の実態に照らし合わせながら慎重な対応により、段階的に取り組んでいくことの確認をしたところです。

また、児童生徒も保護者も外出が自粛され、相当にストレスがたまっていることが推測されます。そういう中で、家庭内暴力や児童虐待の増加も懸念されます。

学校再開に当たりましては、こうした状況を推しはかった上で、特に休業中の保護者の御労苦をねぎらい、安心してもらうことに力を注がなければならないと思っております。

今後、問題等が憂慮される場合は、関係機関と連携して必要な手だてを講じる必要があります。学校再開に当たりましては、細心の配慮を持って臨んでいるところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） 佐々木教育長がおっしゃるとおり、学力の保障も大切ですが、やはりそれ以上に児童生徒の命を守ることが最も重要と考えております。今後も細心の配慮を持って新しい生活様式の下、学校再開に向けて対策・指導をお願いいたします。

次に、今後の教育行政の課題について幾つかお尋ねいたします。

休校から学んだことと学校再開の方向性についてですが、まず、家庭学習の在り方についてお尋ねいたします。

先般、緊急事態宣言が全国に発令されている中、学校や塾の学習室が利用できず、自宅での学習を進めている児童生徒さんが多くいたと思います。

子どもにとって一人で自宅学習を進めるのは、やる気を出すのがなかなか難しいこともあると思います。今回のように自宅学習をする時間が長くなる場合、子どもが勉強をやる気を継続させるのは難しいと思います。

そこで、今後のことも踏まえた上で家庭学習の在り方について考え方をお尋ねいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木壮一朗君） 長期の休校で受ける家庭や学校の困惑と苦悩は大きいものと思います。

また、児童生徒の心身の発達や学力の向上などにおけるマイナス面の影響も深刻です。この中

で、非常にこの家庭学習の在り方については、今後しっかり考えていく必要があると思っております。

家庭学習の在り方につきましては、学校再開後、効率よく学習指導を展開するためにも、現在実施しております家庭学習を効果的に活用することが重要であると思っております。

そのために、今後の学校の状況も変わることが予想されますことから、これまで以上に通常の学習指導と連動した家庭学習となるよう工夫していきたいと思っております。

例えば、児童生徒が既に習っている内容を基に、自力で定着に向け取り組むことのできる家庭学習の課題を工夫したり、学習したことが十分に身につけていない場合は、計画的に補習につながる課題を提示したりなどです。

また、家庭学習を進める上で、デジタルコンテンツの活用は効果的であります。先日、各家庭でのインターネット環境等を調査しましたので、この調査を分析しまして、今後も家庭学習でもICT活用ができますよう、環境整備や準備を進めてまいります。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） 次に、教職員の働き方改革についてですが、学校は平時でも過労死ライン超えの過重労働的な教職員が多いと聞きますが、このコロナ禍の中で、教職員に感染症対策の徹底を求め、休校中の授業の遅れを取り戻すことを課し、子どもたちの心とケアやいじめ防止等の対策などが求められます。

この上、土曜授業の増加や夏休みの短縮を進めては、教職員の労働条件にさらに悪化させかねませんし、教職員の過労死防止やメンタルケアも一層心配になってきますが、このコロナ禍での教職員の働き方改革について、どのように推進されますでしょうか。

さらに、今後、新型コロナウイルス感染症拡大対策やアフターコロナにおいて、教職員の負担が大きくなるのしかかると思います。教職員の負担軽減に学校用務員を任期付職員として一定期間増員、拡充を検討してはいかがでしょうか。

これに伴い、コロナ禍で職をなくされた町民の一時的な就労支援にもつながると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木壮一郎君） 教職員の働き方改革についての質問にお答えいたしたいと思います。

教職員の長時間労働は、これまでも課題として上げられ、現在、本町としましても働き方改革の取組を進めているところであります。

しかし、今後、学校再開後の当分の間は残業の増加が懸念されます。休業中は在宅勤務だったり、短時間だが学校に来たりと、働き方改革は必須でした。しかし、その状態から急に激務になり、残業が増加すると働き方の取組が後戻りしてしまいます。

また、児童生徒の中には長引く休校で基本的な生活習慣が乱れている、心身の不調を訴える、体力の低下していく者が出てくるという可能性があります。教職員はこれらの新たな対応に迫られることとなります。

さらに、2020年は小学校の学習指導要領が新しくなり、外国語の教科化やプログラミング教育の必修化などが始まり、業務内容の増加が懸念されます。今こそ、教師の働き方を見直す千載一遇のとき、教師の働き方が改善されれば、児童生徒や保護者に還元されると思っております。

これまで本町におきましては、タイムカードによる勤務時間の把握、メールによる連絡体制の整備、長期休業期間中の学校閉庁日の設定などの取組も実施しておりますが、新たに校務アシスタントとして議員御指摘のように、学校用務員さん増員が可能になれば、教職員の負担軽減につながり、児童生徒と向き合う時間の確保につながるものと思われまます。

現在、任用しております4名の学校用務員さんには、2校を兼務し、1日4時間勤務していただいているところですが、増員につきましては、早急に調査研究する必要があるものと考えております。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） ぜひ、その学校用務員の任期付職員の増員拡充を期待しております。

次に、ICT活用についてお尋ねいたします。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言が解除され、学校の再開の動きが進んでいます。

また、全面再開までにはまだ時間がかかりそうで、児童生徒の学習機会の確保は引き続き大きな課題で、3月議会に制定した宇美町子ども・子育て支援条例により、宇美町の児童生徒はひとしく学習の機会を得るものとされています。また、子どもの人権として学習権は保障しなければならないのです。

ICT活用が教育現場で広がりを見せる中、GIGAスクール構想の実現に向けてのハード・ソフト、人材等について現状と課題についてお尋ねをしていきます。

私は、GIGAスクール構想は可能な限り早期に進めていく必要があると思います。

新型コロナウイルス感染拡大の防止のための休校の長期化は、教育課程の実施に支障が生じる可能性があることを突きつけられたと同時に、ICT技術を使った学習環境がいかに必要で有益であるか、明らかになったと思います。

感染拡大の中、暗い話題が多い中ですが、明るい将来に向けグローバル競争を乗り越え、人材育成をする教育にステップアップさせる非常に大きなチャンスだと思います。

1人1台の学習用端末や通信環境を整え、ITを活用した教育を進める最大の狙いは、子どもたちの個性に合わせた教育を実現し、さらに一步踏み出し、それぞれのペースに合った教育を充

実させる構想が練られています。

興味や児童生徒のデータなどを一括管理することで、教職員の負担を軽減できるのではないのでしょうか。ひいては、教職員の働き方改革につながると思います。

また、災害や感染症の発生時による学校の臨時休校等のように、緊急時においても、学びを止めない教育を実現するためには、家庭でのオンライン学習環境の整備が必要だと思います。

私は、G I G Aスクール構想に賛成ですが、ソフトをどのように構想するかが、ハードを整備する前に大切だと思っています。全ての家庭に通信ネットワークが整備されているとは限りません。未整備家庭への対応、支援策や特に障がいがある児童生徒の入出力支援装置等の整備の考えをお尋ねいたします。

さらに、G I G Aスクールサポーターの配置は急務と思います。G I G A構想が現場職員の負担になっては元も子もありません。I C T活用における学校の人的体制が不十分であり、学校におけるI C T環境整備の設計や使用マニュアルの作成などを行うI C T技術者の学校への配置をどのように考えておられますでしょうか。

また、現在I C Tを活用している学校のI C T職員は、4校に1名の割合で授業支援や機器のメンテナンスをしている状態で、学校に来るタイミングが不定期なため、支援が必要なときには校内にいないという現象がよく起きているようです。

そこで、G I G Aスクールサポーターを4校に2名の割合で配置することにより、ほぼ全校にI C Tに詳しい人がいることとなります。さらに、外部人材の活用を進め、I T業界を引退したシルバー人材を生かした運用支援等を考えてはいかがでしょうか。

また、近隣の大学と協定を結び、I C T活用を先行している教職実習生をI C T支援員か授業支援員として受け入れることを考えてはいかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木壮一朗君） 学校教育の目的は社会に出てから必要な知識や技能、考え方を発達に沿いながら身につけさせることでもあります。今日の社会で重要なものがI C Tの活用能力であると言われております。

学校で学ぶ道具としてI C Tを活用し、そのための資質能力を高めていかなければ、変化の激しい時代を生き抜く力を子どもたちは身につけられません。

こうした考えに立ち、国の直轄事業として1人1台の端末整備、G I G Aスクール構想が動き始めました。この話題につきましては、新型コロナウイルス感染症の問題が発生した後、文部科学省は1人1台端末の整備について、目標時期を今年度中にと述べ、そのために文部科学省として大胆な事前着工承認を行うと強調し、取組の緊急性を示したところです。

本町としましても、この支援策をフル活用し、子どもたちの学びを止めないために学校のI C

T環境整備を急ピッチで進める必要があるものと考えております。

具体的には、原田学校教育課長が答弁いたします。

○議長（古賀ひろ子君） 原田学校教育課長。

○学校教育課長（原田和幸君） 失礼いたします。詳細につきまして、私のほうから答弁をさせていただきます。

G I G Aスクール構想の早期実現に向けまして、本町では令和2年3月定例議会におきまして校内通信ネットワーク整備事業、また本6月定例議会におきましては、児童生徒1人1台端末に係る補正予算を計上させていただきました。

現在、この2つの事業の発注に係ります仕様書の最終段階に入っております。本議会終了後直ちに発注し、I C T環境の整備を進めてまいります。

児童生徒1人に1台配備します端末につきましては、タブレット型のパソコンで、学校での学習はもとより、家庭に持ち帰っての学習支援にも役立てることとしております。

通信ネットワークが整備されていない御家庭につきましては、モバイルルーター等の貸出しを計画しており、5月の11日に各学校の安全安心メールを利用してアンケートを実施いたしました。おおよそ2,000件、約73.5%の回答がありまして、そのうち家庭にパソコンやタブレット、スマートフォンといった端末がない御家庭については5.4%、おおよそ50件ございました。

また、家庭にインターネットが使える環境がないという御家庭につきましては5.4%、約110件という結果になっております。これは同時期に実施されました奈良県奈良市のアンケートでも、似たような数値結果となっているようでございます。

このアンケート結果等を基に、現在、具体的な支援策を計画しているところであり、準備が整い次第、段階的に実施をしてまいりたいと考えております。

また、障がいのある児童生徒のための入出力装置の整備、G I G Aスクールサポーターの配置につきましては、このたび令和2年度の文部科学省の補正予算に新たに追加されております。補助率は2分の1となっております。この補助金等を活用いたしまして、整備を進めてまいりたいというふうに考えています。特に、G I G Aスクールサポーターの配置は急務であるというふうに考えています。

本年度は先ほど申し上げました校内通信ネットワーク事業、また児童生徒1人1台の端末の整備に多額の費用を要することから、環境整備を優先するため、I C T支援の配置については、先送りした経過はございますが、今後、学習環境が大きく変化する中で支援の配置は必要であるというふうに考えております。

本日、飛賀議員からはシルバー人材の活用や大学との協定など、具体的な提案がございました。

支援の配置に当たっては人材の確保が課題となってまいりますので、御提案の内容も参考にしながら、環境整備と併せて早期の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） できれば人材確保について御尽力いただければと思っております。

次に、学校再開に向けての具体的な対応策についてお伺いいたします。

今後、学校の教育活動を再開していくに当たっては、児童生徒及び教職員の感染リスクを可能な限り低減することが必要だと思います。そのためには、学校における新型コロナウイルス感染症対策の具体的な指導マニュアル、または学校の衛生管理の観点から、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルが必要と思いますが、いかがでしょうか。

また、教職員の感染症対策や保育園、幼稚園等への感染症対策の指導等はどのようになっていますでしょうか。新しい生活様式の下、熱中症対策や暑さ対策のマスク着用はどのような対策、指導を行うかもお聞きいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木壮一郎君） 失礼いたします。新型コロナウイルス感染症対策の具体的な指導マニュアルや指導書につきましては、5月に文部科学省から発出されました「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づき、現在各学校で実態に合わせて指導しており、今後は保護者等へ通知を行い、子どもたちへ具体的に指導していくよう助言しております。

3密を避ける取組、学習の遅れへの対応、新しい学習様式での授業の工夫、給食について、部活動についてなど、教育活動全般にわたって現在指導しているところでございます。

特に、感染者対策の指導としましては、児童生徒等及び教職員の感染リスクを可能な限り低減しながら、各教科等での授業や休み時間、給食、清掃などの教育活動を実施していかなければなりません。

長い休校の期間中、子どもたちは友人関係や学習、進路や将来のことなど、様々な思いや悩み、不安を抱きながら生活を送ってきたものと考えられます。

今後は、これらのことを踏まえ、保護者と連携しながら一人一人の子どもの状態を把握し、教職員全体で支えていくことが重要であります。同時に、新型コロナウイルスに関わっての偏見や差別、いじめが起きないように十分留意し、取組を進めていく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学校教育活動におきましては、基本的に常時マスクを着用に取り組んでおりますが、夏の暑い時期を迎え、気候の状況等により熱中症などの健康被害が発生する可能性が高くなり、換気や児童生徒間のに十分な距離を保つなどの配慮をした上で、マスクを外す対応も行わなければならないと考えております。

今後は、文部科学省作成の学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルを参考にしながら、各学校におきまして感染症対策に努めていくよう指導してまいります。

なお、本町独自の具体的なマニュアルにつきましては、今後の状況等を踏まえながら作成していきたいと考えております。

保育園、幼稚園の具体的対応策につきましては、これから太田こどもみらい課長が答弁いたします。

○議長（古賀ひろ子君） 太田こどもみらい課長。

○こどもみらい課長（太田一男君） 保育園、幼稚園における感染症対策について御回答させていただきます。

町の取組としまして、2月と4月に保育、幼稚園施設に対し職員用マスクと消毒液の配布を行っております。

また、国のコロナ対策に関わる補助金を活用しまして、各施設へ子ども用マスクや消毒液、空気清浄機や体温計等の購入に対する補助金の交付を行ったところでございます。

さらに、国、県からの新型コロナウイルス感染症対策に関する文書等につきましては、全ての施設へ情報提供を行いまして、情報の共有化を図ったところでございます。各施設における具体的な感染症対策につきましては、園長と協議を重ねながら様々な取組の徹底に努めてまいったところでございます。

具体的に申しますと、職員はマスクを着用することや、職員、園児は手洗い、うがいを徹底すること、また、机やおもちゃ等は使用後その都度消毒を行うこと、1日1回全施設の消毒を行うこと、屋内につきましては、園児が密にならないよう各部屋の人員配置を工夫するとともに、おもちゃを部屋の四隅に置くなど、園児が分散して遊べるようにすること、積極的な屋外での生活、遊びなどをすること、喫食時には園児同士が向かい合わない座席の配置をすることなどでございます。

4月7日に緊急事態宣言が発出され、各施設におきましては、4月8日から5月の31日まで保護者の皆様に登園自粛のお願いをさせていただきました。その期間の保育につきましては、感染症対策の一環として少人数による保育を行ったところでございます。

先ほど御説明いたしました国のコロナ対策に関わる物品購入の補助金につきましては、今年度も実施される予定でございます。実施の際には、各施設に補助金が交付できるように事務手続を進めてまいりたいと考えているところでございます。

引き続き、コロナの第2波も想定しながら、各施設におきましては、さらなる感染症対策の徹底に取り組んでまいります。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） 教育長の答弁のとおり、本町独自の感染症の具体的なマニュアルの作成について前向きな答弁をいただき、安心いたしております。

できれば児童生徒、また保護者に分かりやすいようなマニュアル作成を重ねてお願いいたします。

次に、児童生徒の学習授業時数及び未履修や補充学習についてお尋ねいたします。それと学校行事や部活動の対応策はいかがでしょうか。

今後、夏休みが短縮され、真夏に教室や校庭での授業や行事ができなくなる場合、体育館を利用することが想定されます。また、災害時の避難所としても利用されます。

そこで、体育館にエアコンの設置を検討する時期に来ていると思いますが、いかがでしょうか、お考えをお聞かせください。

○議長（古賀ひろ子君） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木壮一朗君） じゃ、3点、学習の授業時数、未履修、補充学習等、それとあと学校行事、部活動の対応策、体育館のエアコン設置について、3点についてお答えをさせていただきます。多少長くなりますけども、しっかり答弁させていただきたいと思います。

まず、学習の授業時数、いわゆる未履修、補充学習についてお答えいたします。

児童生徒の教育を受ける権利を保障するために、文部科学省の学校再開のガイドラインや各通知を踏まえまして、適切な学習指導を実施するよう現在指導しているところでございます。

6月1日に教育活動を再開して、令和2年3月からの3か月間の休校措置によって、欠時となった授業時数を取り戻すことは困難な状況にはありますが、諦めずに子どもたちへの負担等を考慮した上で、実施可能な方法や補充等を行いながら学習を進めていくことを校長会等で共通理解しているところでございます。

そのために現在、各学校では次のような作業を行っているところです。

休業期間中の児童生徒のおおよその学修状況——学修のしゅうは修めるほうです。学修状況を把握し、今後の見通しを持つ。令和元年度未履修の学修内容を学年別、教科別にまとめ、令和2年度の計画を立てる。その際、令和2年度の授業日数を改めて算出し、教育課程を編成しております。

しかし、文部科学省は5月15日に新型コロナウイルス感染症での休業長期化で生じた学習の遅れについて、複数年度で解消することを認める通知を出しました。通知は、本年度に予定したカリキュラムを終えられないことが見込まれる場合は、次年度以降に教えてもよいとしたところでございます。

教育委員会としましても、今後、学び残しによる不利益が生じることがないように、各学校の教職員全員で学習の機会を保障する教育課程等の実施評価につきましては、指導・助言はしてまい

りたいと思っております。

次に、学校行事、部活動の対応策についてお答えをいたします。

これまで入学式、運動会等の年度前半の主な行事については中止となっております。今後予定されておりました学校行事につきましては、予定どおり実施するのか、一部を縮小するのか、延期にするのか、思い切って中止にするのか、実施の有無や方法、可能な限り早い時期に決断し、児童生徒や保護者や地域の方々にお知らせするよう学校と協議してまいります。

その際、児童生徒には過度な負担を強いることがないことを前提に工夫するよう支援してまいります。

また、部活動につきましては、糟屋区中学校長会が糟屋区中学校部活動再開の指針を策定し、部活動再開後は、生徒の健康管理体制を確立させ、段階的に実施していく考えを固めており、教育委員会としましてもこの方針を基に指導してまいります。

学校再開から2週間後に部活動を再開する運びとなっておりますが、当面は本格的な部活動の再開に向け、まずは生徒の体力等の回復を主な目的に、感染症対策の措置を講じた上で実施することを指導してまいります。

また、部活動の再開に当たり、児童生徒が密集する運動や至近距離で組み合ったり、接触したりする運動は、地域の感染状況を踏まえて判断するように実施すること。安全な実施が困難だと判断した場合には、年間指導計画の中で指導の順序を入れ替え、接触を伴うような内容を優先して実施することなどの工夫により、実践するよう助言してまいります。

今後はなるべく屋外で実施し、屋内で実施する場合は、小まめに換気や消毒をし、長時間の利用を避けるなど、具体的にガイドラインに示し実施するよう指導してまいります。

また、部活動を生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等が生徒の健康状態をしっかり把握して実施するよう指導してまいります。

以上です。（発言する者あり）エアコン設置については原田学校教育課長が答弁いたします。

○議長（古賀ひろ子君） 原田学校教育課長。

○学校教育課長（原田和幸君） それでは、体育館のエアコン設置についての考え方について、私のほうから答弁をさせていただきます。

昨年、長年の懸案事項の一つでありました普通教室及び特別教室等へのエアコンの設置が完了いたしまして、おかげさまで今回のコロナ禍によります臨時休業に伴う夏季休業期間中の短縮に対応することができると思います。

しかしながら、真夏での授業実施となり、3密を避ける観点から体育館の利用も想定されるところでございますが、何分体育館にはエアコンがないため利用が制限されることとなるかと思えます。

また、災害時におきましては、学校の体育館が避難所となることが想定されますが、施設によっては、また長時間に及ぶ場合などには、決して適した場所とは言えず環境整備が必要になってくるかと思えます。

その対策の一つとしてエアコンの設置が考えられますが、先行自治体の例では、標準的な体育館で工事費がおよそ4,400万、また1時間当たりの運転コストは1,600円と試算されているところがございます。

設置に当たっては、文部科学省所管の学校施設改善交付金のほかに総務省所管の緊急防災事業債を活用することができます。この事業債は充当率が100%で、そのうち交付税の算入率が70%となっています。

しかしながら、本年度が最終年度となっておりまして、多くの自治体からは延長の要望が出されているところがございます。近年では大都市を中心にこの事業債の活用のほか、リースによりまして導入する自治体も増えてきているようでございます。

今後、学校施設は老朽化に伴います長寿命化等の大きな課題を抱えておりまして、即座とはまいたしません。子どもたちの命を守る取組の一つとして、引き続き調査研究を行ってまいりたいと考えています。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） 学習に関することについては、児童生徒、また保護者への不安を払拭するためにも、御尽力いただければと思っております。

また、今回のようなコロナ禍の感染症や自然災害の発生は、いつ何どき起こるか分かりません。厳しい財源状況は重々把握しておりますので、児童生徒や全ての町民の皆様のご生命と安全安心を守るためにも、調査研究を前へ前へと進めていただければと思っております。

さて次に、教育格差の是正についてお尋ねいたします。

安倍首相の要請により、3月2日から全国で休校が始まったことを受け、急遽子どもたちが自宅で過ごすことが決まりました。

また、4月には緊急事態宣言が発令され、ゴールデンウィークが明ける5月6日まで休校が続きましたが、5月8日の緊急事態宣言の延長が確定し、多くの自治体においてはさらに5月末までの休校の延長となりました。

子どもらが長らく学校に行けなくなることで、学習機会の不足、学習の遅れ、運動不足、体力の低下、生活リズムの乱れなど、保護者は様々な心配を抱えております。

北九州を例にとると、再開したところで感染が拡大し、いつ休校になるかも分からない先の見えない不安な状況が続いていて、いつ安定するかも皆目分からない状況で、長期戦を覚悟する必要があるという専門家の多い中、子どもたちの学習、学力について保護者の不安は増大していま

す。

家庭での勉強をするといっても限界があり、財力に余裕がある家庭は家庭教師や個別指導塾、パソコンやタブレットでのオンライン学習通信教材など様々な選択肢が可能かもしれませんが、そうでない家庭は学力に差が出ることの不安が大きいと思われます。

将来、学力の低いコロナ世代などとやゆされるのではと心配しております。そこで、学力の実態の把握はどのようにされてありますか。それと町独自の学力調査の実施を検討されてはいかがでしょうか。

また、学力保障や学力向上に向けての対策についても、お考えをお聞かせください。

○議長（古賀ひろ子君） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木壮一郎君） 失礼いたします。学力の実態の把握と町独自の学力調査、それと学力保障、学力向上に向けての対応策ということで、3点について続けてお答えをさせていただきます。

まず、本来ならば4月に全国学力・学習状況調査が実施され、自校採点を行い、その結果の分析、実態把握を基に、本年度の学力の取組を具体的に推進するよう計画しておりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業によって実施できておりません。各学校では、学力向上プランを作成しておりますが、ここに示されていますものは、あくまでも令和元年度の全国学力・学習状況調査や各種学力調査の結果分析からの児童生徒の実態であります。

また、小学校におきましては、12月に全学年を対象に標準学力調査を実施してきており、児童の苦手とする問題や一人一人の学力実態を把握しております。

中学校におきましても、昨年度行われた各種学力調査の結果から、生徒の実態を把握しており、本年度に引き継いだ形で学力向上の取組を現在進めているところでございます。

それと、町独自の学力調査につきましては、以前、宇美町でも宇美町独自の学力調査というのはあっていましたが、現在行われておりませんが、今後調査研究してまいりたいと思っております。

学力の保障や学力向上に向けた対策につきましては、臨時休業期間中は子どもたちの学びの場は家庭が中心となりました。学校からは学習プリントを配布したり、学習サイトを紹介したり、教科書を使った学習の仕方を示したりしながら、家庭で計画的に学習に取り組めるよう支援してまいりました。

5月11日の週には、課題を受渡し対応を行い、家庭で取り組んだ学習課題を受け取り、学習状況を把握するとともに、臨時休業後の登校日や6月からの授業日における学習に生かしております。

臨時休業を余儀なくされた子どもたちが困ることがないように、学力の実態に応じた指導方法や

家庭学習の内容の充実に係る工夫を行うとともに、先ほどから出ておりますが、ICT環境整備を行いながら一人一人の学力保障に向けて支援してまいりたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） ぜひ町独自の学力調査の実施を期待いたしております。

次に、子どもや保護者のストレスケアについて伺います。

新型コロナウイルス感染拡大によって外出自粛や休校が続く、子どもと一緒に家の中で過ごす時間が増えた方は多いと思います。毎日の環境のリズムが変わり、健康や生活への不安も重なる中、子どもの世話と心配で息抜きもままならない親と、遊びにも学校にも行けずストレスをため込む子どもたちが、この先いつか心の限界が来てしまうのではないかと心配されています。

感染拡大によって私たちの生活環境は大きく変化しました。毎年4月から6月は入学、進学、就職や人事異動などで環境が変わり、適応障害になる方が増える時期と聞いております。

今年は、こうした通常的环境変化に加えて、新型コロナウイルスの影響により適応障害予備軍のような方が増えたと聞いております。

そのことから、不登校の児童生徒の増加や親のストレスで児童虐待などが懸念されます。こうした長期にわたる生活の制限は、これまでのハウツー的なストレス対策は乗り切れるのが難しいのではないかと思います。

子どもの教育やストレスに対して親として十分なケアができていないという罪悪感や、これまでのような教育ができないという不安、なぜこんな目に遭わなければいけないのかというやり場のない怒りの感情をどう解決するかには、これまでとは異なる視点からアプローチが必要と思います。

そこで、専門家による児童生徒及び保護者のストレスケアや心のケアの相談窓口の設置を考えてはいかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 太田こどもみらい課長。

○こどもみらい課長（太田一男君） 失礼いたします。新型コロナウイルスによる自粛要請が続く中で、御家庭では子どもと保護者だけで過ごす時間が多くなっております。

そのような環境におきまして、保護者が相談できる体制としまして、閉館をしておりましたけれども、子育て支援センターゆうゆうにおいて、電話相談の実施や子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業による要支援家庭への訪問の拡充を行ってまいりました。

緊急事態が延長されてからは、ゆうゆうにおきまして個別予約により保健師や社会福祉士による子育て相談やゆうゆうスタッフによる子どもさんのリフレッシュの場を提供してございまして、御利用された御家庭の中には、複数回の予約をされ来館された方もおられ、帰りには笑顔で御帰宅をされておる状況でございます。

また、小中学生におきましては、学校より休業中の児童生徒の状況について御報告を頂き、学校やこどもみらい課、また児童相談所と連携を図り、確認が取れない児童生徒の御家庭へ訪問等を行っております。現時点では、全ての児童生徒の確認が取れている状況でございます。

保護者の相談窓口体制といたしましては、平成31年1月よりハピネスに子育て世代包括支援センターを開設しております。センターでは、妊娠、出産、子育てに関する各種相談や情報提供、助言、保健指導等を実施し、必要に応じて支援プランを作成し、継続的に支援を行っているところでございます。

また、センターの設置に伴いまして、相談機能の強化を図っているところでございます。

今年の1月の行政組織機構改革によりまして、健康づくり課の母子部門と子育て支援課が一本化したことによりまして、さらなる連携の強化にもつなげているところでございます。

引き続き、児童虐待が発生しないように関係機関との連携強化を図るとともに、ハイリスク家庭の早期発見と虐待予防に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 原田学校教育課長。

○学校教育課長（原田和幸君） それでは、私のほうからは相談窓口を含めた学校の対応についてお答えをさせていただきたいと思っております。

臨時休業が3か月に及び長く続いたことや、いまだ新型コロナウイルス感染症が終息していないことで、学校生活に不安を抱くお子さんや家庭も少なくないというふうに考えているところでございます。

まずはそういった不安を一日も早く払拭し、子どもたちが安心して学校に通える環境をつくっていくことが肝要というふうに考えています。

当町では、緊急事態宣言解除後、5月の20日から分散登校を開始し、段階的に教育活動を再開してまいりました。

臨時休業の間も担任が家庭に連絡を取ったり、気になる家庭にはスクールソーシャルワーカーが対応したり、分散登校中も子どもたちにいじめアンケートや心と体のアンケートや教育相談を実施したりしながら、丁寧に対応してきたところでございます。

その結果、昨年度まで不登校ぎみであった児童生徒も、今年度は登校してきているといったうれしい報告もあつたところでございます。

今後、事業が本格化するなど、教育活動が全面的に再開していきますと、中には疲れたり、ストレスを抱え、休んだりするお子さんも出てくることもあるかと思っております。このことは教職員も同様のことが言えるかと思っております。

児童生徒、保護者、教職員それぞれが過度な負担とならないように配慮しながら、教育活動を進めていく必要があるというふうに考えています。その際、専門家等の支援が必要になってくる

場合もあると思います。

町では現在、教育相談室や適応指導教室を開設し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの専門家を活用した相談事業等を実施しておりますけれども、今後、コロナ禍の影響で新たに起こり得るであろう課題等に対応するために、相談機関の開設を計画しているところでございます。今後、関係機関との調整等を行い、早期実施に向けまして取り組んでまいります。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） ぜひ早めの相談窓口の設置をお願いいたします。

次に、生活困窮家庭やひとり親家庭への支援対策についてお尋ねいたします。

新型コロナウイルス感染拡大により、特に深刻な影響を受けている経済的困窮家庭やひとり親家庭、医療的ケア児者家庭への支援やセーフティネットの構築が急がれています。

特に、長引く新型コロナウイルス感染症の影響は収入の減少や育児の負担として重くのしかかり、特に育児と仕事を一手に担うひとり親家庭に大きなダメージを与え、子どもの休校で食費がかさみ、ひとり親世帯の生活が一層厳しくなっている状況です。

そこでお聞きしますが、就学援助や校納金への貸与支援策をお尋ねいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 原田学校教育課長。

○学校教育課長（原田和幸君） 経済的な理由で就学が困難な御家庭に対しましては、教育委員会から就学援助制度を御案内させていただいております。

毎年度20から25%、したがって、児童生徒に換算すると4人から5人に1人が受給している計算になりますけれども、毎年年度初めの申請につきましては、本年度でいきますと6月の19日までを申請期間としておりましたが、今回の新型コロナウイルスの影響等によりまして、本年度は6月の30日まで延長させていただくこととしております。

このことにつきましては、町のホームページ並びに各学校の安全安心メールを通じまして、各御家庭のほうに御案内をさせていただいているところでございます。

今後も引き続き、保護者からの相談等に丁寧に対応してまいりたいというふうに考えています。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） よろしく願いしておきます。

次に、給食費の支援について、町長のお考えをお聞かせください。

町独自の支援策第2弾として、児童扶養手当の5,000円の積み増しを決定され、子育て世代には大変ありがたく喜ばしいことです。しかし、コロナ禍で収入が激減する世帯が増え、家計が苦しくなる家庭が増えることを見据えて、町独自の支援策第3弾として、小中学校の給食費や保育所、幼稚園の副食費の一定期間の免除の支援策を打ち出してはいかがでしょうか。

児童扶養手当の5,000円の積み増しは、本当にありがたい支援ではございますが、家計が

苦しい家庭では、その5,000円が給食費や副食費に回らず、ほとんどが家計に回ると思います。

私は、半年や長期的なことを言っているのではなく、今から先生活が安定するこれから先の一、二月でも給食や副食費の免除を考えていただければと思っております。こういう危機的な状況下で子育てに対する支援策が「産み育てる町」、子育ての町としての宇美町ブランドが確立するのではないのでしょうか。

また、昨日、国会では31.9兆円の第2次補正案が衆院を通過し、参院での審議を経て12日に成立の見通しです。その中には、地方自治体への臨時交付金の増額が柱となっております。限られた財源ですから、さらなる子どもの支援の方策を絞り出すために町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 木原町長。

○町長（木原 忠君） 議員のほうから現在のコロナ禍を背景といたしまして、小中学校の給食費、また保育所、幼稚園の副食費、これを一定期間免除してはどうかという御提案だろうというふうに思っております。

私自身、本当にこの現況のコロナ問題、国が緊急事態を発令をして、そして経済活動や教育活動をはじめとして国民の生活様式のありようにまで踏み込んで、自粛をお願いすると。もうかつてない、本当戦後で見ればもう最大級の非常事態であると、このように認識をいたしております。

そのようなことで、このコロナはいろんな場面に大きな影響を及ぼしているのも事実でございます。その中で、人間形成の基礎を築くために非常に重要な役割を担っております、家庭、保育、教育等の機能が十分に発揮をできない。また、日常の営みにも大きな支障を来している、このような現状を非常に憂慮しているところでございます。

そこで、子どもたちや保護者の方々に、じゃあどのような支援、応援をすべきかと、こういった観点に立ちまして、また、スピード感を持って対処しなければならないと、こういった思いから、まず一矢を早く放つために、町として国の子育て世帯への臨時特別給付金に子ども1人当たり5,000円を上乗せして給付をする。また、独り親家庭に対しましても、子ども1人当たり5,000円を給付することといたしました。

この施策構築の過程におきましては、議員が御提案をされてあります給食費、副食費の免除ということも、当然考えたわけでございます。

しかしながら、当町の子どもたちの成長や学びの環境は、例えば町外の学校等で学ぶ子どもや、これは本当に申し訳なく思っておりますが、御家庭での保育を余儀なくされてある保護者の方など、様々な形態の中で営まれております。

これまでの子どもが、この全ての子どもが全て宇美町の子どもたちでございます。このような

実態や、今回給付させていただきます給付金は、1月に要しております給食費、また副食費、この額とほぼ同額でございます。当然給食費や副食費として活用ができますので、あくまでも現段階ではある意味公平で平等な支援策ではなかろうかと、このように考えているところでございます。

しかし一方で、従来は中学生の3割が弁当給食ということでございましたけれども、今回のコロナ対策として試みた簡易給食、これが非常に子どもたちにも保護者の方々にも大変好評であると、このようなことも伺っております。

今後、コロナの第2波、第3波の到来も予測をされる中で、今後の対応、いわゆる次の矢につきましては、こういった現状を踏まえますとともに、コロナの動向をしっかりと見据えながらスピード感を持って取り組む中で、コロナ禍における給食、副食の在り方等について教育委員会や保育、教育の現場等の御意見も頂き検討してまいりたいと、このように考えております。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） 大変前向きな答弁ありがとうございます。ぜひその実現に向けて御尽力いただければと思っております。

最後になりますけれども、9月入学について木原町長と佐々木教育長にお尋ねいたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止による休校が長引く中で浮上した9月入学、大阪の高校生が署名サイトを立ち上げ、賛同を募り、各地の知事が前向きな姿勢を示す一方、教育界からは拙速な導入は避けるべきなどと慎重論も上がり、文科省では2021年9月のスタートに向けたシミュレーションも行いましたが、政府・与党では拙速は避けるべきとの声が高まっており、2021年9月の施行は見送られる見込みで、私自身ほっと胸をなで下ろしております。

これについては、十分な議論を重ね、時間をかけ慎重に審議すべきものと考えておりますが、教育現場の最高責任者である佐々木教育長と行政トップの木原町長のお考えをお聞かせください。

○議長（古賀ひろ子君） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木壮一郎君） 失礼いたします。学校休業が長引き、新学期の開始を4月から9月に移す構想をめぐる議論があるのは十分認識しております。

通常の授業が十分に行えなかった代わりに、授業日数を増やせるメリットはありますが、これまでのところ慎重論が優勢のようです。特に、デメリットといたしまして、現在既に編成している学年が分断されること、本年度導入するにしても、来年度以降導入するにしても、現在の各学年を分断し、9月生まれから翌年8月生まれといった具合に再編することが考えられます。

同時に、ある学年だけ児童生徒の人数をほかの学年より多くしなければならないという問題も起こります。これらに付随して教職員の労力の増大、議員御指摘のような保護者の負担増大が懸念されます。

今後は、十分な議論を重ねて時間をかけて慎重審議する必要があるものと考えております。

○議長（古賀ひろ子君） 木原町長。

○町長（木原 忠君） 9月入学に対する考えをお尋ねでございます。

9月入学、まだ本当市町村、いわゆる末端部分まで国としてそういったいわゆる世論形成ができていない状況の中で、なかなか答弁しづらいという部分ございますけども、あくまでもお尋ねでございますので、私自身の個人の見解として答弁をさせていただきたいと思っております。

結論から申し上げますと、ただいま議員からもお話がありました、また今の教育長が答弁しました見解と全く同じでございます。

確かに教育制度としては現行の4月入学生と新たな9月入学生には、それぞれにメリット、デメリットがあるんだろうと思っております。しかしながら、今、国を挙げてコロナの終息に向けた歩みを進めているときに、なぜ今なのかっていう本当に唐突感がございます。

そもそもこの問題が浮上した背景には、コロナがございます。全国知事会からも各界各層交えて、骨太の議論を行う中で結論を出すべきと、このような提言も出されております。

私としましては、コロナ対策という視点に重きを置くのではなくて、今後人格形成を究極の目的といたします教育の本質的なこういった部分で、議論が深められることを強く願っているところでございます。

しかしながら、もし国や県等から9月入学に係るアンケート等の動きがありましたならば、議員からの御指摘の課題や教育長が答弁しました課題などの解決の糸口がまた何ら見いだせていない現時点におきましては、9月入学制の導入には賛同しない考えでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） 私は高校、大学と部活で空手道に明け暮れ、社会人になっても実業団で鍛錬をしてまいりました。

空手道の演武の中で試し割りという板割りがあります。板を目の前に割ろうとすると、板を目標に打つと割れなく、板の先の先を見据え、真っ直ぐ打つと板をたやすく割ることが学びました。

今回のコロナ禍でも、目の前だけを見ているのでは翻弄と疲弊されます。目の前の危険とリスクだけではなく、その先にある希望やチャンスも見据えて手を打つことが大切だと思います。

艱難なんじを玉にす、有事は人を強くするということわざがございます。危機は人を大きく成長させ、人と人、コミュニティや社会の絆を結び直すよい機会だと思っております。

分断や格差を助長するのではなく、このコロナ禍を子どもたちをはじめ教育現場が社会とともに強く、しなやかに成長する機会にできるよう、微力ではありますが私も全力で頑張りたいと思っております。

宇美町町民がワンチームになって勇気と団結力でコロナ禍に打ち勝ち、次の100年に向けて

進みましょう。

以上をもって、私の一般質問を締めさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（古賀ひろ子君） 11番、飛賀議員の一般質問を終結します。

.....

○議長（古賀ひろ子君） ただいまから11時15分まで休憩に入ります。

11時04分休憩

.....

11時15分再開

○議長（古賀ひろ子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告番号2番。12番、白水議員。

○12番（白水英至君） 12番、白水でございます。

突然起きた新型コロナウイルス感染、あっという間に世界へ広がりを見せた。東京オリンピック・パラリンピックが来年へと延期になり、国内のあらゆる事業も中止や延期となりました。本町でも、町制施行100周年を迎えましたが、ほとんどの事業が延期に追い込まれております。

コロナウイルスの影響でたくさんの方が犠牲になり、生活困窮者も出ている。誰もが経験のないコロナウイルスで、木原町長はじめ、職員の方々も対応に追われ、本当に大変だと思います。

先月の全員協議会で報告がありましたので、ある程度は理解していますが、本会議ですので、改めて確認したいと思います。

今後の豪雨災害対策と災害避難所のクラスター対策についてお尋ねします。

感染も今は落ち着きを見せていますが、専門家の話では第2波、第3波が来るであろうと言われております。これから本格的な梅雨シーズンを迎えます。梅雨が終わるとまた台風シーズンが来ます。

心配なのは、避難所の問題であります。今までとは違ってコロナ対策が必要となります。クラスター感染を押さえ込まなければなりません。通常ならば、地域の住民同士で助け合うこともできるでしょうが、今まで学んできた自然災害の教訓は通用しないかもしれません。人の手も足りないかもしれません。

もう準備はされていると思いますが、どのような対策を取られるのか、担当課にお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子君） 藤木危機管理課長。

○危機管理課長（藤木義和君） 危機管理課より御説明を申し上げます。

議員も御承知のとおり、今年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の発生によりまして、災害時の避難所における感染症対策を講じなければなりません。

まずはじめに、感染症対策を講じるに当たって、前回の予算のときにお話をさせていただきます。

したけれども、避難の在り方について、うみ広報等で6月号に広報で1面を使いまして、避難のあり方についてを御説明をさせていただいております。

まもなく広報が配布されますので、住民の目には届くかとは思っております。

まず、避難に当たっては、自分のお住みなっているところが、避難が必要な場所かというところを、まず御確認していただくと、それから開設している避難所の確認をお願いします。

3つ目が、親戚や友人、知人、そういったお知り合いのところに避難するという方法もございます。もう一つは安全な場所で車での避難というのもございますという御案内をさせていただいております。

どうしても避難が必要な方につきましては、福岡県が出しております、福岡県の危機管理局が出しております避難所運営マニュアルにも書いてありますけれども、まず消毒液の設置、これは必須でございます。またマスクの着用、十分な換気、居住スペースでは個人または家族間ごとの離隔を取りなさい、2メートルというふうに今指針が出ております。

当町におきましては、感染対策といたしまして、避難所の開設につきましては、避難状況に併せまして、開設場所を限定して、状況に併せて随時拡大していくということを今考えております。

当初の計画では、避難所、一般避難者におきましては、宇美町立武道館を第一の開設場所と考えております。

それから在宅療法をされてある方、もしくは介護を必要とする方、障がい等々お持ちの方につきましては、福祉避難所でありますうみハピネスを予定をいたしております。

避難者を受けるとに当たりまして、まずサーベイランス用紙といえますか、感染評価シートを、病院とかでも行っております問診票等を御記入をいただきまして、次に、体温チェック、検温を行います。そういった方を確認しながら、異常がない、感染の疑いがないという方に関しましては一般避難所に収容を考えております。

仮にこういった問診票等、また感染の疑いがある、発熱があるという方に関しましては、別の施設で、一般者との接触を避けるということで、別の建物で避難を考えております。その避難場所につきましては、今のところ宇美中央公民館を計画をいたしております。

まず各避難所におきましては、消毒液の設置、それからマスクの配布、さらには検温のチェック、再度また検温機によって反応がなかったということであっても、定期的な巡回によって検温をしていくつもりでおります。

それから家族間の居住スペースでの家族間につきましては、パーティション等を使いまして、2メートルの離隔を取って感染者が密にならないような対策を講じ、換気も講じるようにしております。

今そういった形で、今後の感染症対策については考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 白水議員。

○12番（白水英至君） 避難をしなくてはいけないとなると、どうしても医療従事者との連絡、また対応がすぐにとれるようにしておかなくてはいけないと思いますが、それはどのようになっていますか。

○議長（古賀ひろ子君） 藤木課長。

○危機管理課長（藤木義和君） そのことにつきましても、まず医療従事に関する所管をしております粕屋保健福祉事務所、こちらとは5月の中旬からそういった内容についても、協議を進めております。

基本となるところは、まず感染者がいらっしゃる、感染が疑われる方、もしくは感染ではないけれども、通常の発熱の方もいらっしゃるかもしれません。こういった方につきましては、基本は御自身で受診をお願いいたしますというところになろうかと思えます。

ただ、高齢者等で重篤化するということも考えられますので、そういった重篤の症状が見られるということであれば、当然119という救急搬送というのも考えております。

ただ、軽症者で多数発生するような状況ということになりますと、現在当課としては、当課のほうで今、粕屋医師会と連絡を取り合っております。医師会のほうに協議をお願いしているのは、多数そういった風邪の症状だとか見られる方がいらっしゃいましたら、医師会のほうから医師を派遣していただだけませんか、これにつきましては、災害協定を粕屋医師会と結んでおりますので、その災害協定に基づいて、医師の派遣はお願いできませんかというような打診も今しているところです。

協議の内容では、前向きな御回答等もいただいておりますので、こういった医師の派遣についても、今後詳細な協議を進めていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 白水議員。

○12番（白水英至君） 分かりました。次に行きます。

小中学校の学習の遅れはどう補うのかお尋ねします。

学校の先生方の御苦労は本当に大変だと思いますが、子どもたちのために頑張っていただきたいと思えます。

先ほど、11番議員が質問されたので、重複するところがありますので、簡潔に質問したいと思えますので、答弁も簡潔にお願いしたいと思えます。

コロナ対策で、長い間、学校を臨時休校にしていました。卒業式や入学式を簡素化し、運動会も中止、クラブ活動やクラブチームの活動も中止となり、学校が完全に稼働しなかったのは、過去に記憶がありません。授業も完全に遅れている状態であります。

あるまの学校ではオンライン授業を実施しており、学力差が広がっているのではないかと保護者の心配の声を聞きます。これ以上遅れると授業崩壊や学級崩壊、それと子どもたちが感染への不安を理由に登校自粛していると聞きます。長い間学校を休んでいると不登校が心配されます。

今後の授業の進め方、不登校対策、また登校を自粛している児童が何人ぐらいいるのか、担当課にお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子君） 原田学校教育課長。

○学校教育課長（原田和幸君） 先ほど、これまでの学校等の取組につきましては、詳細に報告をさせていただきましたけれども、各学校からの報告によりますと、確かに2月後半、県内での新型コロナウイルス感染症の拡大が報道される中、登校を見合わせる御家庭も数件あったように、聞いておるところでございますが、当町におきましては、非常事態宣言が解除されまして、5月の20日から分散登校を開始しましたが、この5月20日の分散登校以降は、児童生徒本人や御家族の体調不良を除いては、学校でのコロナ感染を心配して休まれている家庭はないというふうに報告を受けているところでございます。

しかしながら、まだ学校生活に不安を抱くお子さんや御家庭も少なくないというふうに思われますので、これまでも学校においては感染症対策の取組を行ってまいりましたが、この取組を継続して行いながら、子どもたちが安心して帰る学校の環境づくりに取り組んでまいりたいというふうに思っています。

その中で、先ほどお話ししたように、相談機関の利用であったりとか、そういった手だてを講じながら、安心して帰る学校づくりを目指してまいりたいというふうに考えています。

○議長（古賀ひろ子君） 白水議員。

○12番（白水英至君） オンライン授業の準備も進められると思いますが、どのように進めていくのでしょうか。パソコンやタブレットを使い、それに慣れた子どもと、低学年をはじめ、使い慣れていない子どもとの格差が広がるのではないかと、お尋ねします。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○学校教育課長（原田和幸君） 児童生徒1人1台端末の整備につきましては、先ほど来話しておりますが、本議会が終わりましたら、直ちに発注をしたいと、一日でも早く子どもたちの手に届くように、整備をしてまいりたいというふうに思っております。

これによりまして、全学オンライン授業の学習を行い、学校や家庭での切れ目ない学習環境を提供して、子どもたちの学習を支援していきたいというふうに考えています。

端末を使った家庭でのオンライン学習につきましては、映像を見ながらの学習形態が想定されます。例えばあらかじめ学習のプリントを各家庭に配布をしまして、映像を見ながらこのプリントに書き込みを行ったりということで、必ずしもパソコンの技能がないと学習ができないといっ

たものではないというふうに考えています。

こういったコンテンツを流すのかとか、あるいは著作権、セキュリティ等の問題がありまして、今後整備していく必要がございますけれども、学年や教科の内容等によりまして、各学校で工夫してこういった学習を進めていきたいというふうに考えています。

そのためには、端末の整備と併せまして、教職員の研修等を実施して、教職員一人一人のスキルを高め、オンライン学習の環境整備を進めてまいりたいと考えています。

○議長（古賀ひろ子君） 白水議員。

○12番（白水英至君） これから先は、11番議員の質問と同じような質問ですので、これは省いていきたいと思えます。

それでは、次に行きます。

生活困窮者の救済についてお尋ねします。

コロナの影響で解雇や雇い止めが増えております。非正規雇用の方が一番大変だと思います。

国からの一律給付金1人10万円では、食費、家賃、住宅ローン、学費、水道光熱費など、到底足りません。どのような救済対策を取られているのか、担当課にお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子君） 尾上健康福祉課長。

○健康福祉課長（尾上靖子君） 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、生活困窮者からの切実な相談が当課にも寄せられております。

その都度、職員が丁寧にお話をお聞きしているところでございますが、電話または窓口で生活を支えるための支援についての御案内をさせていただいております。主には、経済的な支援といたしまして、福岡県の社会福祉協議会が実施している生活福祉資金の貸付事業でございます。

新型コロナウイルス感染症のために、生活困窮となった方を対象に、特例で生活資金を貸し付けるものでございます。これは緊急小口資金最大で20万円、また継続して収入が減少している方に対しまして、総合支援資金で最大60万円、合わせますと、最大で80万円を無利子で貸し付けるものでございます。これにつきましては、町のホームページにも掲載して御案内をしております。

また、宇美町の社会福祉協議会からは、4月に入って相談、また貸付件数が急増しているとの報告を受けております。それから、またそのほかの相談窓口としまして、生活が困窮している世帯から、就労、家計、生活全般の問題の相談があった際には、福岡県の自立支援相談事業として委託されています自立相談支援事務所困りごと相談室、糟屋郡ではこれは粕屋町に設置されておりますが、困りごと相談室を紹介しまして、専門的な生活相談員の相談を促して、生活困窮状態の改善につながるよう支援をしているところでございます。

今後も生活困窮者からの相談につきましては、丁寧な対応をしてみたいと思っております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 白水議員。

○12番（白水英至君） このような状態が続くと、国からの第2弾、第3弾の給付があるかもしれませんが、個人の手元に届くのに時間がかかり過ぎます。本当に困っている方には、町が一時的に立替えも必要だと思いますが、担当課にお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子君） 尾上課長。

○健康福祉課長（尾上靖子君） このたび1人当たり10万円という給付で、それを住民登録のある方全員に給付すると、かなり多額の金額になっております。なかなかそれを町で立て替えるというところは、慎重にしないといけないところもあるかと思えますけれど、今回、給付の事務をしていく中で、他町の状況を見ますと、同じような事務をする流れで、やはり1週間、2週間と早く給付をしているところもございます。

私たちが今実施している事務の中で、一日でも早くという思いからやっておりますけれど、他町の状況、また今回の事務の流れを検証いたしまして、一日も早く、1週間でも早くできるのではないかと思うところもございますので、そのようなことで今後も対応してまいりたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 白水議員。

○12番（白水英至君） 質問は本当に今日困っている方です。明日でも、今日でも、今でも金がほしい、しかし国から給付が出てもなかなか手元に届かんじゃないですか。それを一時的町からの立替えをできないかということなんです。

なにも何百人とか、そんなにおらないと思いますよ。本当に困った方、今すぐにでもほしいんだけどもという方に、一時立替えをできないかということなんです。

○議長（古賀ひろ子君） 尾上課長。

○健康福祉課長（尾上靖子君） 先ほど、御説明しました社会福祉協議会の貸付事業でございますが、そちらのほうの事業は今回特例ということで、かなりハードルが低く、緊急に貸し付けができるという、そういう事業でございますので、今回のコロナに関しましては、そちらのほうの今ある制度の中で、御案内をしていきたいというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 白水議員。

○12番（白水英至君） 分かりました。また後で、最後のときに聞きたいと思います。

次に行きます。

小規模事業者の救済についてお尋ねします。

コロナウイルスの影響で小規模事業者は経営危機に陥っております。緊急事態宣言の解除後も、多くの店舗で客足が戻らず、倒産した飲食店やスナックもあると、マスコミ等で聞いております。

感染予防で営業時間の短縮や休業を余儀なくされた町内の小規模事業者の救済はどのような対策を考えているか、担当課にお尋ねしたいと思いますが、昨日の新聞にも載っとりましたので、私は分かっているんですけど、再度お願いしたいと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 丸田まちづくり課長。

○まちづくり課長（丸田宏幸君） 休業要請に応じられた方に対する支援のみということでしょうか。

一昨日、補正予算におきまして、休業要請協力店舗等協力金ということで御議決をいただきました。昨日から受付を開始しているところでございます。

この制度につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、福岡県知事が発しました休業要請に応じて休業、営業時間の短縮、または宅配並びにテイクアウトサービス等を実施し、密を避ける対策に御協力をいただいた事業者に対しまして、1事業者当たり10万円を給付するというものでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 白水議員。

○12番（白水英至君） 休業要請に応じた事業者は分かるんですけども、それ以外は、救済はないのでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 丸田課長。

○まちづくり課長（丸田宏幸君） 今般の福岡県知事の休業要請に関しましては、業種が限定をされております。したがって、この休業要請にということになりますと、そのような支援しかできませんけれども、これまでにやっております小規模事業者応援給付金、こちらにつきましては、業種を一切限定せず、3月、4月、5月のいずれかの売上げが、前年同月比で30%以上減っている場合。

それから、今年になって起業等された方につきましては、一律10万円を給付するというものをやっております。

それから、この後、これも同じく、一昨日の補正予算において御議決いただきましたが、この後、商工会と連携して行いますプレミアム付き商品券、これにつきましては、飲食店、小売店というところになってはしまいますけれども、これらにつきましては、総額1億2,000万円の商品券を発行しまして、事業者の方にお金が行くようにということで、この対応をしているところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 白水議員。

○12番（白水英至君） いろいろ事業者に対して手厚くされておりますが、確かに助かると思

ますが、しかし従業員の給料、家賃、また水道光熱費やら、自分の家族の生活費を考えると、やはりこれから先、事業を存続できるのかが心配されていると思います。

市町村の事業者に対してもでしょうが、ほかにもいろいろ緊急の資金の融資がいろいろ受けられるようになっていると思いますが、例えば無利子、保証人なしということで、もし、これを分かりませんが、町が予定をした事業、これが延期になっていますよね、その分、その予算をこういった同じ条件で、無利子、保証人なし、金額はそこんところ分かりませんが、ほかと一緒に20万とか、30万とか、そういうのができれば、そういう相談があれば、それに乗ることはできますか。

○議長（古賀ひろ子君） 丸田課長。

○まちづくり課長（丸田宏幸君） まず、町が貸し付けるという考え方につきましてですが、これは諸般の法等——法律等、ここら辺の規制もございまして、慎重な判断が必要になるかと思えます。

国が行っています、国、県が行っていますような貸付けにつきましても、いずれもやはり公的な金融機関、あるいは民間金融機関を通して貸付けをするという手法を取っております。

町側にもおいてもこのような手法となっておりますが、そのような場合に借りられる方についての無利子、無担保と、特に無利子です、については、これは町が負担するというので、それらの費用がかさんでまいります。

実際、事業者さんのお話を伺いますと、借りたいお金が10万、20万という金額ではありません。もっともっと大きい金額で御相談をこれまでも受けてきております。

これ町の財源を基にと考えますと、数億、数十億という金額に膨れ上がる可能性もあるのかなというふうに考えています。

決して不可能ではないのかもしれませんが、宇美町の財源、現在の財政状況を鑑みますと、十分な対応ができるほどの原資を確保できないのではないかなというふうに考えているところでございます。

町につきましては、そのようなものになりますが、国、県につきましては、これまでもセーフティネット保証であるとか、危機関連であるとか、そういった貸付けをしていることに加え、今般さらに手厚く、5つ、6つ、新たな貸付けの事業に取り組むことが決定をするのだろうというふうに思っております。

そういったところの御案内をしていくということになろうかと思えます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 白水議員。

○12番（白水英至君） 次に行きます。

特別救済相談窓口を設置できないでしょうかということで、国、県からの指示待ちでは、スピード感がなかなか保ってできないと、本町単独でできることから先にやる、指示を待っているとどうしても対応が遅れると思います。

生活保護の申請が増えていると、新聞等で見ましたが、例えば、先ほどの話じゃありませんが、延期になった100周年事業の予算など、ほかにもその事業の予算から、例えば生活困窮者に応援給付金として支給できないか、担当課にお尋ねしたいと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 中西財政課長。

○財政課長（中西敏光君） 失礼します。まず、100周年事業につきましては、今回の6月の補正予算におきまして、新型コロナ感染に伴いまして、事業の見直しを行っております。これにつきましては、4,500万円程度の減額ということですが、これにつきましては、やはり特定目的基金ということでございますので、この減額の補正については基金に積み戻すということにさせていただきます。

次に、財源ということになりますと、やはり基金、財政調整基金、そういった基金になってくるわけですが、今後の状況によっては、やはりこの財政調整基金についての取崩し、これについてもあり得るかとは思いますが、今後の新型コロナウイルスの影響、また税収の減少、また第2波、第3波、そういったところも想定されます。また、集中豪雨、また災害、そういったことも非常に危惧しておるところでございます。財政課といたしましては、現段階では、現在審議をされておりますけれども、国のほうの追加交付をされます地方創生臨時交付金や、先ほど議員のほうからも言われましたように、現在、今年度の事業の見直し、そういったことも行っております。

そういった予算を十分活用させていただきまして、今後の新型コロナウイルス支援対策、これにつきましては財源について検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 白水議員。

○12番（白水英至君） 新型コロナウイルス感染が、第2波、3波が秋から冬にかけて来ると、専門家の意見も出ております。コロナの影響で苦しんでおられるたくさんの方、誰もが経験のないコロナウイルスで、誰に相談をしていいのかわからない状況の中、福岡県には福岡自殺予防ホットラインの窓口がありますが、町民の方は身近な役場に相談される方が多いと思われま。

町民の方を救済するための特別な窓口を設置して、内容によっては弁護士やその道の専門家を紹介をしたり、町の職員で対応したりしたらどうでしょうか。担当課にお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯総務課長。

○総務課長（佐伯剛美君） 失礼いたします。議員の御質問にあります、特別救済相談窓口ということでございます。新型コロナウイルス対策に係る相談窓口の一本化というようなところではな

いかとイメージするところがございます。

2月からこの新型コロナウイルスが全国的に、この対策について各市町村、県も含めてですが、様々な形で住民の方に対する対応をさせていただいております。

本町におきましても、上司の命でこれらの相談窓口の強化ということで指示をいただきました。その中では、まず1つに担当課をきちんと決め、一括で受けれるような窓口体制の整備というところがありました。

その中では当然でございますが、少ない職員数の中で特化した係やそういう相談窓口、そういったものをつくるというのは、なかなか厳しい状況であるということと、今、既存であります例えば危機管理課、健康福祉課、また総務課そういったところに対応してはどうかということもあったんですが、議員のこれまでのるる質問があります、内容にありますように、非常に相談の内容も多岐にわたっております。

事業者の相談であったり、健康や受診のこと、また貸付けのことであったり、生活保護、また法に関すること、また宇美町として何か手だてはないのかとか、いろんな相談がかかってきております。

特に、4月以降に関しましては給付金の関係がございましたので、日に400件、500件の電話がかかってきているというような状況もございました。これらを1つの窓口で受けるということには非常に問題がございます。

また、管財課とも協議をさせていただき、ホットライン、こういったものを設置してはどうかというようなこともあったんですが、少ない電話回線では話中になってしまうというようなことで、最終的に上司に相談をした中で、宇美町役場の代表電話932の1111になるわけでございますが、ここで総務課が一括で受けるという形で、現在のところまで対応をさせていただいております。

また、各課で行っている事業等々につきましては、総務課のほうから各課、各係のほうに間違いなくつなぐと、こういう作業を今させていただいており、住民の方にお待たせするようなことがないような配慮をしながら、対応させていただいている状況であります。

また、6月広報に今回コロナに対する相談窓口のことをいま一度最新情報として、チラシを配布するような形で用意を今しております。そのチラシにおきましても、各課の直通電話はもちろん記載させておりますが、基本的にコロナでお困りの方は宇美町役場へ御相談くださいというような見出しを大きくつけさせていただいております。

住民の方もこのコロナ禍の中で、非常に御不安がおありかと思っております。また、これがどれだけ長期化するかということも、今現在では分かりません。

そういった中で、いろんな各種相談、一番身近な役場という形になろうかと思っておりますので、総

務課で責任持って電話をお受けし、各課にきちんとつないでまいると、こういう形で今後進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 白水議員。

○12番（白水英至君） 先ほどの質問ですけど、本当に困った人、今すぐにでもお金が欲しい方、何遍も聞きますけど、一時的に立替えといえますか、それはできないですか。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長（佐伯剛美君） 議員の御質問にあります、役所として非常に困ってある方に対する貸付けの部分に関しましては、当然貸した場合は当然担保の問題もありますし、保証人の問題もございます。当然回収をしないといけないというようなことになろうかと思えます。

それと、先ほど来、事業者の関係でまちづくり課長も答弁しましたように、この生活資金等々の問題につきましては、法的な内容も多々あろうかと存じます。ここで今できる、できないの回答はもちろんできませんが、全国社会福祉協議会が窓口となっている生活資金の貸付け、これも今回のコロナ禍の中では、非常に借りやすい資金になっているというようなことも、先ほど来、健康福祉課長のほうから答弁をしております。

こういったことも含めて、貸付けができるような制度、いろんな団体がございますので、そういったところをきちんと担当各課の中で、いろいろ調べながら、御紹介ができるような形を考えるのも一つかと思っております。

いずれにしても、町として今すぐそういった資金を貸し付けるというところについては、今現在は考えてないということが回答になろうかと思えます。

○議長（古賀ひろ子君） 白水議員。

○12番（白水英至君） 今後、生活困窮者がどれくらいの方がおられるか分かりませんが、もし相談があったときに、本当に丁寧に相談に乗っていただきたいと思えます。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（古賀ひろ子君） 12番、白水議員の一般質問を終結します。

.....

○議長（古賀ひろ子君） ただいまから13時まで休憩に入ります。

11時52分休憩

.....

13時00分再開

○議長（古賀ひろ子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告番号3番。5番、入江議員。

○5番（入江政行君） 日本共産党の入江政行です。今日は新型コロナウイルス感染症対策として、町の見

解ということで質問させていただきます。

はじめに、新型コロナウイルスに感染され、多くの方々が犠牲になられ、亡くられる方、たくさんいらっしゃいます。改めて哀悼の意を表したいと思います。

また、経済的に逼迫された方々たくさんいらっしゃいます。心痛察するところでございます。また、経済、医療、教育の面でも大きな影響が及んでおります。宇美町においても、小規模事業、フリーランス等の非正規雇用者、子育て世代の方々に対し、今こそ手厚い支援を行うべきと考えます。

国からの交付金、今、国会で地方創生臨時交付金、2兆円審議されて、今日、明日か可決されると思います。こういった国からの交付金ですね、また財政調整基金、私も何度も申し上げますけれども、庁舎積立金、これなどを活用し行っていただきたいと考えております。

新型コロナウイルス感染対策として、いろいろな町としての取組は講じてこられたと思いますが、まだまだ不十分なところがたくさんあります。第2波、3波が来ることを想定いたしまして、今後の対策を含めて、町長の見解をお聞きしたいと思っております。

その前に、このウイルスが、ある有識者によると発展途上国、東南アジアであったり、南米であったり、アフリカであったり、森林開発によって、森に潜んでいたウイルスがコウモリ等々の動物の媒体によって、餌がないから、餌を探して人間社会と出てきたと、いわゆる人災とも言われている有識者の方がいらっしゃいます。

これを踏まえて、一つずつはこれを質問いたしません。全体として今後の対策を含めて、町長の見解をお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（古賀ひろ子君） 木原町長。

○町長（木原 忠君） 新型コロナウイルス感染症対策についてのお尋ねでございます。

このウイルスにつきましては、議員御案内のとおり、その特性等が明らかになっておらないと、これに加えまして、非常に強力な感染力を持って、また効果的なワクチン等がいまだに開発をされておらないと、こういったことなどから現在も世界的に猛威を振るっておるような状況でございます。

このため、国は本件の対策本部から、この4月に緊急事態宣言が発令をされまして、不要不急の外出を避ける、密集、密閉、密接の3密防止、またうがい、手洗いの励行、さらには人と人との接触機会を少なくするために、3密になる可能性がある経済活動等に対しまして、休業や営業時間の短縮などの要請がなされたところでございます。

当町におきましても、この宣言に準じまして、広報うみや町ホームページ、また各種チラシ等を活用いたしまして、町民の皆様や民間事業所等の方々に対しまして、同様のお願いをしてきたところでございます。

その中で、自治会や地域コミュニティ、また各団体など、町民の皆様をはじめ、事業者の方々、学校、保育園、幼稚園、学童保育等々の関係の皆様には、様々な形で御協力をいただき、本当にありがたく思っております。

また、医療や福祉関係の皆様には、リスクを顧みず感染防止等の御尽力をいただいておりますことに、心から感謝申し上げる次第でございます。

そこで、コロナ感染症対策でございますが、当町では国の特別臨時交付金を全ての住民の皆様にも一日でも早くお届けをするために、事務の迅速化に努めますとともに、国の持続化給付金、あるいはセーフティネット制度、県の持続化緊急支援金の活用や申請等に対する御支援にこれまで取り組んでまいりました。これは現在も継続中でございます。

また、町独自の支援策といたしましては、営業収益が大きく減収となりました町内の小規模事業者に対して、1事業者当たり10万円の応援給付金を給付いたしますとともに、学校や保育園等の休校、あるいは休園に伴う御家庭の経済的な負担を軽減するために、国の子育て世帯への臨時特別給付金に、子ども1人当たり5,000円を上乗せして給付、また独り親家庭に対しましては、子ども1人当たり5,000円を給付することといたしております。

そのほか、4月から6月分の上下水道量の料金を7月いっぱいまで猶予、コロナにより納税が困難となられた方に対する納税徴収猶予の特例制度の創設に加えまして、給付金や健康問題、生活問題など、町民の皆様様の様々な悩み等に対する相談活動や、子どもたちや妊婦の方々、医療機関や福祉関係施設等へマスクを配布をいたしております。

このほかにもいろんな取組や対応を現在行っているところでございますけれども、詳細につきましては、町のホームページ等に掲載をいたしておりますので、御覧いただければと思っております。

おかげさまで当町はあくまでも現時点では、感染の渦中にはございませんけれども、ウイルスとの戦いが長期化することは予測をされる中で、全ての町民の皆様様の命と健康を守る、また事業者の方々の生活を守るということを最優先といたしまして、コロナ感染症の防止拡大対策に今後ともしっかり取り組んでまいりたい決意でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） ありがとうございます。我々も執行部と議会と一丸となって、コロナ対策、一日も早い終息を願って活動していきたいと思っております。コロナ関連についてはこれで質問を終わります。

次に、河川の整備の早期実現をということで質問いたします。

まさに、日本では大規模な災害が相次いでいます。日本列島の地震活動は活発になっているという指摘もございます。また、西日本豪雨災害や台風など風水害の激甚化は、地球規模での気候

変動が影響をしていることは否定できないと言われております。

自然災害が多発する日本列島で、国民の命と財産を守ることは、政治の要であり、防災、減災の抜本的な強化が求められております。また、新型コロナウイルスによる感染拡大で、危機的状況であると考えます。

6月に入り、梅雨時期になります。異常気象による豪雨災害が発生した場合の避難所の確保、3密を視野に入れた対策が必要だと思っております。

当町にはダムは存在しませんが、ダムの事前放流が取り沙汰されております。ダムは御存じのように、治水と利水と2つに分けられるわけですが、治水は命を守る大事なことです。なぜここにダムのことを話したかという、国はダムには予算つけるんだけど、河川の整備は後回しすることが多いんです。あえてダムの話をしました。

国はダム事業の予算は上げた一方、河川整備予算は削減しております。県営ダムは昭和28年の水害を契機として、矢部川の上流に日向神ダムを建設したのを皮切りに、現在17の県営ダムがあります。

国の管理ダムは、市町村——管理ダム8つ、市町村が管理するダムも数多く存在しております。また五ヶ山ダム、伊良原ダムは現在試験湛水を実施しているところでございます。このダムは穴開きダムと呼ばれ、水量調整が難しい、事前放流にも時間がかかると指摘されております。

西日本豪雨災害で甚大な被害が遭った倉敷真備町の災害検証では、発災前日午後の気象庁の緊急発表後、すぐに事前放流していたならば、水害は防げたという指摘がされております。

また、洪水時のダムの運用は下流の河川整備と整合しておらず、ダムが能力いっぱいの放流を行えば、下流の河川はあふれ出、ダムの緊急放流による洪水被害が起きております。

国は、ダム中心の治水対策を行ってきました。河川整備が極めて遅れ、土砂が堆積し、樹木がはびこっている事態が水害を起こす要因だと言われております。

宇美町にはダムはございませんけれども、一般的な答えで構いませんが、ダムの事前放流をどのように考えるか、簡単でいいです、答えていただけますか。

○議長（古賀ひろ子君） 安川都市整備課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 失礼いたします。豪雨対策でのダムの事前放流につきましては、洪水の発生を予測した場合に、利水共同事業に支障を与えない範囲で、制限水位以下の利水容量などを放流し、治水容量として一時的に活用する手法でございます。

本年4月に国土交通省水管理・国土保全局のほうから、事前放流ガイドラインというのが発表されています。これによりまして、事前放流時の最大放流量につきましては、降雨量を加味した上で、ダムの下流河川の流下能力、下流河川利用者の安全確保、放流設備の放流能力等を考慮して設定をされている状況でございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） 分かりました。県内の県管理2級河川52水系のうち、河川整備計画あるのが15水系に過ぎません。5つの河川水系で河川整備計画が策定中であります。先ほど申し上げましたが、河川整備計画はあるものの、後回しにされているのが現状です。

当町の河川整備計画があるのかどうか、答えいただけますか。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 失礼いたします。まず、河川法第16条におきまして、河川管理者は河川整備計画を定める必要があるというふうになっております。

当町の二級河川であります宇美川、井野川、内野川、仲山川につきましては福岡県が管理者ということになりますので、福岡県が策定するようになります。

それで、平成29年7月に宇美川の下流であります、下流で合流する多々良川水系の河川整備基本方針というのが策定されました。この方針に基づいて多々良川水系の河川整備計画というのがもう既に案ができ上がっております。

ですから、近いうちに整備計画が策定されれば、公表されるということになります。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） 二、三日前に気づいたんですけど、井野川ですか、その下流はしゅんせつ工事が行われています。これは河川整備計画の中で行われたのか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 県が管理します二級河川、町内4河川ですけども、そちらの雑草とか、しゅんせつにつきましては、現状また地域等の要望におきまして、毎年県のほうにお願い、要望書を出しているところです。

その中の一部が今年4月ですけど、ちょうど役場の南庁舎の裏の部分になりますけど、その分のしゅんせつが終わったというところでもあります。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） 河川整備計画の河川でも、過去に水害があった河川について、原形復旧や河川のしゅんせつ等が部分的に行われているところはあるということなんですけども、当町で、上記の要件に該当する河川はどのくらいあります。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 過去にあった水害、近年においては、平成15年、平成21年と

浸水被害が発生しておりますが、そちらにつきましては、河川災害復旧助成事業におきまして、県のほうで復旧改修工事を既に終わっているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） 河川氾濫の要因の一つに森林整備の不備、無用な森林伐採、伐採後も植林をしない、このことによる本来山が持っている保水力の低下による洪水、倒木は下流に流され、橋の欄干に詰まり、水がオーバーフローし、被害がもたらされるという現状がありますが、河川の氾濫を食い止めるには、森林整備が必要不可欠だと思いますが、その辺についてどう考えられますか。

○議長（古賀ひろ子君） 工藤環境農林課長。

○環境農林課長（工藤正人君） 失礼します。この件に関しましては、私のほうから回答させていただきます。

森林は、先ほど言われましたように、山の保水に関する水源涵養機能や土砂災害の防止機能等の公益的な機能を有しておりますので、言われました河川の氾濫を食い止めるということに関する手段の一つとして、適正な森林整備を実施していくというのは必要であるというふうにご考えておるところでございます。

現在当町のほうでは、荒廃森林整備事業、町の森林整備事業、それから町の造林森林整備事業の3つの森林整備を進めているところでございます。

また、今後は、昨年度から始まりました森林環境譲与税、これを活用することで森林整備を進めていくということをご考えておりますが、この譲与税を活用して林地台帳の整備もする予定としております。この林地台帳の整備を実施することで、より効率的、効果的な森林整備が進めていけるというふうにご考えておるところでございます。

さらに、県におきましては、同じように水源の涵養、災害の防備、それから生活環境の保全、形成等を行うため、治山事業を行ってございまして、治山ダム of 整備を実施しておるところでございます。

今後もこれらの事業を活用しまして、災害に強い森林づくりを進めていきたいというふうにご考えております。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） 分かりました。当町にため池が24か所存在するわけですが、豪雨時にため池の事前放流は可能なのか、放流するにも前提として河川整備が必要だと思います。

豪雨時にため池の事前放流ができれば、これ水利組合との関係が多分多々あると思いますが、実際防災のためにも、ため池の事前放流ができるかどうかお答えできますか。

○議長（古賀ひろ子君） 工藤課長。

○環境農林課長（工藤正人君） では、ただいまの御質問についてでございますけれども、防災を目的としました農業ため池の運用についての御質問ということだと思いますけれども、当町では、先ほど議員言われましたとおり、ため池の維持管理につきましては、各水利組合にお願いをしておるところでございます。

先ほども出ました15年災や21年災といった過去の大規模災害の経緯から、ため池の水位の管理、これにつきましては、各水利組合長とこの災害の後、協議を重ねていっております。現在は、農業用水が最も必要な田植作業の時期、今の時期ですね。田植作業の時期が終了した時点で大雨のときというところでなく、雨が降ってなくても、ため池の取水口の最上部を今開放しております。それ以上水がたまらないようにしています。

したがって、ため池が満水にならないという形での管理をしていただいております。

この取組を行うことによりまして、集中豪雨が発生した場合でも、そこで一定の調整ができるようになっておりまして、河川に流入する時間を遅らせることができ、河川の水位の集中的な上昇を緩和できるのではないかと考えておるところでございます。

また、今、ため池の御質問だけでございましたが、ため池以外にも河川内に存在する井堰、これがまた水害の一つの要因になることもあります。通常の農業用水として河川から取水するために、堰止めする形態となっておりますけれども、大雨警報が発令された際には、自動で転倒する井堰以外の井堰については、倒していただくよう各水利組合のほうへ御連絡を今、差し上げておるところでございます。

また、それでもちょっとすぐに倒れないところもあつたりしますので、その連絡と併せて、職員のほうで井堰が倒れているかどうかの確認を必ず回ってしているところでございます。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） ため池については、オーバーフローしないように、たまれば流れるような形をとられているということですね、分かりました。

次に、私、宇美町に河川4か所ありますけど、全部見て回りました。木がはびこったり、土砂が堆積している箇所がたくさんあります。防災、減災が本当に重要な必要不可欠なものだと思います。

これ、社会資本整備総合交付金事業、また防災対策交付金事業、一般財源で防災分野で、河川氾濫防止のための水底の土砂を取り除く事業を、特別に地方債の対象とする緊急浚渫推進事業というのを創設されています、900億円。これらを活用して河川整備ができないのかということ、交付金を受けるに当たりどのような要件が必要なのか、これ調べましたら、充当率が

100%で、交付税措置が70%、やはりこういった異常気象による豪雨災害が発生しますので、こういった国の事業費を活用して、しゅんせつ工事をしていただきたいと思いますけれども、それについてどうお考えなのか、答えていただけますか。

○議長（古賀ひろ子君） 安川都市整備課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 失礼します。今、議員御紹介がありましたように、令和2年度から令和6年間の5年間というところで、緊急浚渫推進事業費というのが創設されました。

これは地方債の充当率100%と、交付税措置率が70%というところで、結構有利な内容になっております。河川の管理者は福岡県でございますので、福岡県土整備事務所、河川砂防課に問い合わせいたしました。

こういった事業が創設されて、県のほうの動きはどんなでしょうかというところで、今年度、創設されて、福岡県の財政負担も当然軽減されるということになりますので、今のところ検討を進めているというような御回答でした。

町にとっても毎年、毎年、町内の河川で要望を上げておりますので、県のほうの財政負担が軽減されれば、申請している部分の進捗も進めるのではないかとというところで、期待をしているところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） 河川の整備については、最後に河川整備の早期実現を強く要望しまして、河川整備の質問を終わらせていただきます。

続きまして、3月議会で質問する予定だったんだけど、中止になりましたので、今回の定例会において質問させていただきたいと思います。

ごみ削減についての対策ということで質問いたします。

令和4年に大牟田リサイクル発電株式会社稼働停止と、クリーンパークわかすぎにありますRDF施設、令和9年まで延長となったが、ごみ処理施設、焼却施設の問題が起きています。今後の大きな課題であり、施設組合の形成問題も浮上してきております。

ごみに対する意識が低下していると言われている環境省の意識調査の結果から、ごみ問題の関心について、非常に、ある程度関心があるという問いに対して、2007年度は85.9%、2017年度は67.2%と下がっております。

3Rという言葉があります。リデュース、減らすという意味と、リユース、繰り返して使う、リサイクルはよく使われますけど、再資源化ということです。法律に明記された3Rはほとんどの人に周知されていない。ごみ問題が深刻化しているにもかかわらず、ごみを捨てる人々のごみに対する意識が低下していることは、社会的に大きな問題になっております。

はじめに、ごみ減量を推進していくには、どのような対策が必要なのか答えていただけますか。

○議長（古賀ひろ子君） 工藤環境農林課長。

○環境農林課長（工藤正人君） 失礼いたします。ごみ減量の推進というところですが、当町の第6次宇美町総合計画施策の一つとしまして、循環型社会形成の推進を上げております。

その中で主要な取組といたしまして、ごみの減量化、それから先ほど3Rという話がありましたけれども、4R運動の促進というところをうたっておるところでございます。

まずは今、町のほうで取り組んでいる具体的なところを少し御紹介させていただきたいと思えますけれども、まず1つ目にいきいきリサイクル情報というのがございます。この取組につきましては、まだ使えるけど捨てるのはもったいないとか、逆に欲しいものがあるけど、買うのはちょっともったいないというような、このような物品に関する譲ります、譲ってくださいの情報を広報誌に掲載いたしまして、資源の有効活用を行っておるところでございます。これ結構物によっては抽せんになるぐらい申込みがあるぐらい、今、物々交換的なところがうまく回っております。

これにつきましては、件数でいきますと、平成19年度から、宇美町これを始めておりますけれども、30年度が53件、31年度が75件と、30年度よりも22件ほど今回、31年度多くなってきております。

次に、家庭ごみにおけます、モラルとマナーの向上や分別ルールの徹底及び減量化の促進、これを図るためにごみの分け方・出し方について、毎月テーマを変えながら啓発回覧文書を作成、配布いたしておるところでございます。これ30年度、31年度ともに24件行っております。

それから、次に10年以上前からマイバッグキャンペーンを当町のほうで実施してございまして、レジ袋に代わりますエコバックの配布を行っております。これもプラスチックごみの減量のほうに寄与しているものと考えております。これも30年度は307枚、町民の方にお渡ししましたが、31年度は438枚と結構大きい数字が上がってきておるところでございます。

それから、家庭ごみから排出されます生ごみの減量化の推進では、家庭用生ごみの処理機、家庭用コンポストの購入、これをずっと以前から行っておりますけれども、一部補助を今も行っております。

これにつきましても、28年度から申しますと、以前多かったですけど、件数が少なくなってきていたんです。28年度が4件、29年度2件、30年度2件と非常に少ない数字で続いておりましたけれども、31年度は急に13件購入補助の申出があっております。

というようなことがありまして、今、御紹介した中でも、結構31年度宇美町数字が上がってきておりますので、町民のごみ減量に対する意識というのは、少しでも高まってきているんじゃないかということで、若干期待はしておるところではございますが、これは数字だけのところな

ので、分からないところではございます。

ただ、今後ごみ減量化、4R運動等に関する啓発を広報やホームページ、SNS等で情報を発信しまして、住民のごみの減量意識の向上を図る取組を継続して行っていこうと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） 分かりました。それと生ごみなんですけど、ごみ削減に取り組まれている大木町の実例を紹介したいと思います。

私たちも、有志数名で大木町へ視察の要請をしましたが、こういったコロナ禍の中で、お断りされたんです。機会があったら行きたいと思っております。

大木町の実例を紹介します。大切な食べ物が廃棄物になってしまう。食品ロス。製造サイドの作り過ぎや、それを助長する流通の仕組みを改善して減らす努力を怠り、発生する生ごみが増えれば、焼却場の建設、運用コストや、焼却の際に排出される二酸化炭素CO<sub>2</sub>や有害物質、焼却灰の処理など、問題も生じて、次世代への負の遺産となるということで、生ごみを資源として活用する取組が、大木町、みやま市で展開されております。

家庭から出る可燃ごみのうち、重量比、三、四割を占めるとされる生ごみを分別回収している、密閉式の専用バケツは、生ごみの腐敗を遅らせるために水切りできるように工夫されています。

生ごみ循環の仕組みがある町の中心部にあるバイオガスプラント、おおき循環センターくるるんがあります。

くるるんでは、生ごみから、ラップ類やプラスチックなどの異物、卵の殻やタマネギの皮を肥料化の妨げとなるものを除くなどした上で、し尿や浄化槽汚泥と混ぜてメタン発酵槽に投入。1月後、それらは微生物の力で液体肥料、液肥とバイオガス、エネルギーに変わります。

液肥の生成量は年間5,500トン。くるっ肥と名づけられています。ミネラルたっぷりの有機質肥料として町民に無料で還元される。くるっ肥を使って栽培された農産物は直売所などを通じて、再び町民の台所へ。

メタン発酵のプラントは仕組みが簡単なので、同規模のし尿処理施設などに比べると、建設費、維持費ともに8割以下。ごみ収集運搬などの処理経費、分別回収実施前と比較すると、年間平均で約3,000万円の節減となっていると。

浮いた費用を図書館、文化施設のリニューアル、小中学校のエアコン設置などに充てたと、町民の努力によってできたことなので、町民の見える形で還元したかったと言っております。

食の循環という形でごみの削減、ごみの再利用を行っています。当町もこういったシステムを取り入れてはどうかと思いますけれども、お答えできますか。

○議長（古賀ひろ子君） 工藤課長。

○環境農林課長（工藤正人君） 大木町の取組ということで御紹介があったところでございますが、御紹介いただきました大木町の生ごみメタン発酵の取組、これにつきましては、バイオガス事業としますと全国でも数少ない成功例として取り上げられているところでございます。

町内から発生します有機系の廃棄物、これを資源化いたしまして、有機肥料として、町内で広く活用されておるということでございます。

ここでちょっと御紹介させていただきたい数字がございまして、環境省が公表しております廃棄物処理技術情報のうち、最新の平成30年度調査の結果によりますリサイクルの率を御紹介させていただきたいと思いますが、当町と大木町を比較させていただきますと、県内全部で60市町村でございますけれども、この60市町村中、大木町が5番目のリサイクル率で68.3%でございます。

当町が固形燃料化、要はRDF化を行っておりますので、リサイクル率がこれちょっと高くなっておりまして、当町は大木町より1つ上の4番目に高いリサイクル率69.4%というふうになっております。

県内60市町村中では4番目、5番目ということで、両方町ともに高い位置におるところでございます。

ただ、この固形燃料化、要はRDFを除いたリサイクル率、これですと当然大木町は今紹介いただきましたものがありますので、リサイクル率が非常に高いというところで、大木町が福岡県内では1番になります。うちはこのRDFを除きますと、60市町村中これも4番目でございます、率でいうと40%ぐらい宇美町は低くなります。ですからリサイクル率はRDFを除くと宇美町のほうが大分低いということにはなってきますが、県内全体で見ると、これも1番目と4番目ということで、60市町村中の中では非常に高い位置にはおるというところでございます。

ここで、ただ大木町と宇美町のほうは、町の状況が大分違います。ちょっと数字で比較をさせていただきますと、宇美町の面積が大木町に比べまして約1.6倍の広さになります。そして人口も2.7倍、宇美町のほうが多いです。そして、そうなってくると、当然人口に比例して家庭から出る生ごみの量の多くなってくるということになります。

逆に、それを今、液肥化して田んぼに全部、大木町が散布するようにしているんですけども、この耕地面積、これについては大木町が980ヘクタールあるのに対しまして、宇美町は今、10%以下の94ヘクタールしかありません。

ですので液肥化したとしても、その液肥を消費するところが、宇美町にはないという形になりますので、この事業をそのまま宇美町に取り入れるというのは、今の段階では非常に難しい状況にあるということが言えると思います。

これにつきましては、バイオガス事業で発生する資源化された大量の有機肥料を、広大な耕地へ還元できる環境がある大木町ならではの事業であるのではないかというふうにも思っておるところでございます。

とはいいまして、この処理体制の違いによらない部分で大木町から学ぶところは数多くあるというふうに思っていますので、今後も調査、研究させていただきまして、取り入れていけるものは、取り入れていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） いろいろな環境が違うというのはよく分かります。

例えば、この液肥を作ることによって、宇美で農業を、多分、大木町農業が盛んな町だということを知っていますが、今後も宇美町としても、やはり全国的に自給率が低いわけですから、農業の推進をしていかなきゃいけない、また、その液肥を作ることによって、ふるさと納税の返礼品としても使える、利用できるようなことになるかなと思っているんです。そういうことにあつて、取組はしっかりと考えていただきたいと、真似せよということじゃなくて、いい物はやっぱり取り入れなきゃいけないと、方法はいろんな方法があると思います。その使い道は考えればいい話ですから、利用はできると思います。

次に、プラスチックごみの問題を話します。

今、テレビでも、人魚姫が海洋で、海にプラスチックがあつて陸に上がれないという宣伝もやっています。皆さん見られていると思いますけど、廃プラスチックの削減問題で、海洋プラスチック憲章って、プラスチックごみによる海洋汚染、2018年6月に行われたG7において、日本はアメリカとともに同憲章への署名を見送っているんです。

日本政府はプラスチックのごみの海洋憲章に署名してないんです。これはちょっといかなもんかと思っています。

同憲章に署名を見送りだと、このことは国内外で批判されている。SDGsの中でも、海の豊かさを守るという項目、14番目にありますけど、政府も推進しているんです。逆行しているような考えだと思っています。

それで、世界で生産されているプラスチックは年間約4億トン、そのうち800万トンから1,000万トンはプラスチックごみとして海洋に流れて、流水しています。

餌と間違つて鯨が大量に捕食したり、ウミガメ等からみつくなど、海洋生物に多大な影響を与えるとともに、紫外線や波の影響で細分化され、いろいろな有害物質を吸着しながら、海洋生態系に取り込まれることが指摘をされており、地球規模で大きな問題となっています。

日本のプラスチック生産量は年間980万トン、1人当たりの使い捨てプラスチック廃棄量は、アメリカに次いで第2位であります。国内の廃プラスチック総量899万トンの処理は熱回収と

単純焼却など熱処理が66%、国内有効リサイクル6%、残りの大部分は中国等の輸出17%です。ちなみに宇美町のプラスチックのリサイクル率は1.7%です。

中国が環境対策強化の一環で、廃プラスチックの輸入を禁止しております。プラスチックは石油製品であり、単純焼却や燃焼による熱利用ではCO<sub>2</sub>の排出量が増加する。根本的にはプラスチック製品の製造量の削減、使い捨てプラスチックは大幅な削減が必要だと考えています。

バーゼル条約締約国会議というのがありまして、有害な廃棄物、国際的な稼働を規制するための会議が行われています。コンビニエンスでも、7月からお金を取るといったり、いろんな店舗でプラスチックの入れ物ですか、これを抑制しているということがあります。

それを踏まえて、プラスチックごみの削減にはどのような対策が必要なのか、宇美町としてどのような対策が必要なのか、お聞かせ願えますか。

○議長（古賀ひろ子君） 工藤課長。

○環境農林課長（工藤正人君） 失礼いたします。プラスチックごみというのは本当に厄介なものでございまして、プラスチックごみいいところ全くございませんので、何とかしないといけないというのは当然の話だと思います。

このプラスチックごみの問題につきましては、先ほど議員のほうからもありましたように、特に海洋プラスチックごみ問題といたしまして、海洋汚染や生態系への影響が世界的に問題視をされているところでございます。

こうした地球規模での資源・廃棄物制約や海洋プラスチック問題の対応につきましては、これも先ほど議員のほうから御紹介ありましたように、SDGsの中でも開発目標として定められておりまして、世界全体での取組として、プラスチック廃棄物のリデュース、リユース、徹底回収、リサイクル、熱回収、適正処理等を行うためのプラスチック資源循環体制を早期に構築するとともに、海洋プラスチックごみによる汚染の防止を実効的に進めることが必要と言われております。

日本では、容器包装リサイクル法の改正、これに伴いまして、関係省令が改正されておりました、事業者によります排出抑制促進の枠組みを活かしつつ、プラスチック製の買い物袋については、これニュースで今ずっと出ていますけれども、排出抑制の手段としての有料化を必須とするという旨が規定をされておりました、本年7月、来月からプラスチック製の買い物袋の有料化がスタートするというようになっております。

また、企業の取組としましては、例えば紙製や堆肥化可能なプラスチック製のストローの導入や、ペットボトル素材としてのリサイクル素材、あるいは植物由来のPETの採用を検討しているなど、これらが世界の今注目を集めておるところでございます。

当町、町の取組といたしましては、1点目にごみの既に15分別収集を実施しております、このうち容器包装プラスチックを含む5品目につきましては、資源ごみとして収集し、売却・処

理委託によりまして、再資源化をされておるところでございます。

容器包装プラスチック類はリサイクルセンターエコルで圧縮・梱包されまして、処理委託先であります日本容器包装リサイクル協会のほうに引き渡しております。

その後は各業界へ資材と供給されて、建築資材それから日用雑貨等のリサイクル製品として、再使用されておるところでございます。

2点目に、先ほどもごみ減量化の取組のところでお説明いたしましたけれども、マイバッグキャンペーンを当町行っておりまして、レジ袋に代わるエコバッグの配布を行っておりますので、これもプラスチックごみの減量の一つの取組というところでございます。

3点目に当町のほうでは、地球温暖化防止活動推進員によりまして、環境問題をテーマとしたエコトークを隔月で広報誌に掲載をいたしております。

昨年の9月号の広報で、まさにこの海洋プラスチックごみの問題を取り上げた記事を掲載しております、広く住民に環境問題に周知しているところでございます。

今後も、分ければ資源、混ぜればごみということになりますので、この考え方の下にですね、ごみの減量、リサイクル、分別方法の徹底、環境問題に対する住民の意識向上、これについてあらゆる角度から周知啓発を行ってまいりたいと考えておるところでございますので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） ごみ問題については、やはり町民の意識を啓発するような活動をやっているかなきゃならないと、我々もやはりそういった取組を推進していきたいと思っておりますので、皆さん方の協力も必要だと思っております。

以上をもちまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（古賀ひろ子君） 5番、入江議員の一般質問を終結します。

.....

○議長（古賀ひろ子君） ただいまから14時まで休憩に入ります。

13時45分休憩

.....

14時00分再開

○議長（古賀ひろ子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告番号4番。1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 丸山です。どうぞよろしくお願いたします。

早速質問に入りたいと思いますが、最初の質問は、宇美町の新型コロナウイルス対策は十分なのかと題し行いますので、よろしくお願いたします。

なお、大変広範囲の質問となるため、答弁者が入れ替わり立ち替わりとならぬよう、答弁につきましては全体を総括しておられると思われまます副町長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

さて、令和2年4月30日に臨時議会が開催され、新型コロナウイルス、これはCOVID-19、これは正式名称ですが、わかりやすくするためコロナと略させていただきたいと思いますが、そのコロナ感染症対策の宇美町独自の取組が明らかとなりました。その概要は、財政調整基金の一部を取り崩して、宇美町小規模事業者応援給付金制度を創設するというもので、ほかに目玉となるような政策は、残念ながら見受けられませんでした。

国も、第1次、第2次補正予算ともに世界最大級の支援を実施すると大風呂敷を広げている割には、真水と言えるものも少ないのではないのでしょうか。特に持続化給付金、これは、今、国会で大問題になっていますけれども、大混乱が生じております。

また、あくまでも借金である各種貸付制度につきましても、相談にさえ時間がかかる、審査が大変厳しい。例え審査を通過しても振込までに大変時間がかかるなど多くの問題が見受けられます。他の感染症防止策につきましても、町が積極的に動く気配はなく、大変心配しておりました。

そこで、翌日の5月1日に、コロナ感染拡大を防ぎ、町民の命と健康、暮らしと営業、そして子どもと教育を守る立場で早急に対策を講ずべき緊急施策をまとめ、町長に対し要望書を提出しました。

今回は、宇美町の新型コロナウイルス対策は十分なのかと題し、町長に対して提出した要望内容の実施状況を中心に聞きたいと思ひます。よろしくお願ひします。

最初に要望したのは、1番に掲げておりました相談体制の抜本的強化についてお尋ねいたします。

要望を出した時点で、宇美町は交代勤務制を取り入れておひまして、通常の半数の体制で勤務を行っている状況でした。私が実際に総務課を訪ねたときも電話が鳴りつ放しの状況でしたし、来庁者を長時間お待たせせざるを得ない状況も生じていたと考えられます。

5月1日以降、一律10万円の給付に関する相談、あるいは、企業、個人事業主からの国や県、町を含めた支援金等に対する相談も急増していくと推測されました。また、保健所に電話してもつながらない状況も多数発生しており、在宅治療中の患者の重症化やPCR検査を受けられないまま亡くなっている、そういったケースも多発しておひました。

そういった状況を踏まえて相談体制の抜本強化というのを求めたわけなんですけど、要望書に書いてある①町民や事業者等の相談に速やかに対応できるように町が所管している相談窓口の体制を抜本的に強化すること。

②として、国及び県並びに関係機関に対し、相談、申請等の受付窓口について、万全の体制を

取るよう要請すること。

③として、感染予防の観点から、郵送やインターネットなどによる方法で、来庁しなくても申請手続きができるよう改善すること。

この3点を要望しておりました。何か対策は講じられましたか。できれば、その成果も併せて回答していただきたいと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 高場副町長。

○副町長（高場英信君） 基本的に全て私ということでございますので、ちょっと詳しいのは担当課のほうが詳しいとは思いますが、真摯に私のほうで分かる限り対応させていただきたいというふうに思います。

まず3つ御質問がありました。まず最初、相談窓口の体制を抜本的に強化することという、いわゆる要望に対する現状ということでございます。これにつきましては、前段での白水議員の御質問のときに総務課長のほうから、るる答弁をしておりました。ほぼほぼ、そういったことで、丸山議員が来られたときには、確かにそういった鳴りっ放しというような状況もあったんだろうと思います。そして、今、言われたように、いわゆるAB勤務の交代とか、それから、分離分散の勤務というような形で、現場にいる職員の数が非常に制限される時期であったということでございます。

したがって、確かに、そういったふうに特別定額給付金の問い合わせとか、そういったもので送付後に集中的に問い合わせが増えるというようなこともございました。当初、総務課長が答弁しましたように、いわゆる回線数の問題とか、いろんなことで、そういった統合的な窓口ができなかったということでございます。

特に、単純にいますと、さっき言いましたように極端に問い合わせが多い日、そして少ない日があるというような状況の中で、その少ない職員をどう張りつけるかと。張りつけるだけでいいわけじゃありません。結局、基本的な給付制度とか、感染対策とか、そういったものが一定の頭に入った職員をつかせなければならないと、そういった形になります。非常に高い制限がある人事配置ということになります。

それから、仮に特別の電話番号というのを設定して、いかに周知をかけたとしても、どんな方法で周知をかけたとしても、やはり代表電話にかけてこられるというのは止めようがありません。ということは、少なくとも2か所設定しなくちゃいけないというような人事配置になります。

現実的にそういったものを、いろいろ勘案いたしまして、現状の少なくとも総務課において、適正な案内ができるようにという方法を取ったということでございます。

それから、国及び県に対して、万全な受付窓口についての体制を取るよう要請することという御要望でございましたけれども、現実的には要請はしておりません。（「していない」と呼ぶ

者あり) はい。逆に、国、県のほうから要請がありまして、それに従って町のほうは体制整備を努めてきたということになります。

例えば、いわゆる接触を少なくするために交代、あるいは分離の勤務をなさいとか、感染拡大防止のいろんな措置を取りなさいとか、そういった形で、国、県のほうから町のほうに来るといのが実態でございます。

逆に言うと、国、県のほうも、ある意味、こういう想定をしたコロナ対策というのが事前に分かっていたわけではありませんから、国、県のほうもばたばたしているというような状況ではあります。そういった状況でございます。現実的には要請はしておりません。

それから、郵送やインターネットの方法で種々の手続ができるように改善することという御要望でございます。来庁しなくても申請手続等ができるように、とりわけ郵送については特に改善をしております。

例えば、具体的には、定額給付金の申請、それから国民健康保険関係書類に加えまして、児童手当現況届等につきましても、郵送申請を促進するために返信用封筒、それから、この郵便料を含めて予算措置を行いまして、できる限り対応をしておるところでございます。今後も来庁せずにできる手続については、今後とも、その方法については周知を徹底して改善に努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長(古賀ひろ子君) 丸山議員。

○1番(丸山康夫君) この後、第2波、第3波も懸念されております。しっかり反省、総括を行うとともに、職員からの聞き取り、そういったものもしっかり行っていただいて、次に備えていただきたいと。

ただ、2番目の国、県への要望なんですけれども、国の持続化給付金等で大混乱していると。何十回電話してもつながらないというような状況もあっていますから、これは自治体から、やっぱりきちんと要望活動などをやっていただけたらなという気もしております。今後、検討していただいたらなというふうに思っています。

私は、常々、身を粉にして働いていただいている職員の皆さんを大切にすることが、役場を運営していく上で本当に大切であると考えております。職員の感染対策ももちろん大事なんですけれども、通常とは異なる勤務体制の中で心身のケア等も大切になってまいります。

また、宇美町は、職員労組がないため、上司から、例え理不尽と思われる、そういった勤務命令が出されても従わざるを得ないような状況です。そういった状況下で、④番です。夜間勤務や休日に出勤し、身を粉にして働いている職員、また、週休日に出勤せざるを得ない職員に対しては、心身のケアを大切にするとともに、夜間勤務及び休日勤務に該当した職員に対して、特にと

もに25%の上乗せ支給できないか。また、週休日に出勤せざるを得ない状況の職員に対しても、今後の代休取得が困難になるということを鑑み、代休扱いとせず時間外勤務手当の支給を行うことと要望しておりました。何か対策は講じられましたか。

○議長（古賀ひろ子君） 高場副町長。

○副町長（高場英信君） 時間外手当について、100分の125支給してはどうかと。代休取得困難であることを鑑み、時間外手当を支給してはどうかという御質問でございます。

御答弁いたします前に、理不尽な命令というのがよく分かりません。理不尽な命令がどういうことを指すのかが、よく分かりませんが、真摯に答弁をさせていただきます。

御存じのように、町におきましては、4月20日から5月24日の間に、いわゆる交代勤務、あるいは分離分散勤務というのをやってまいりました。そこで、同時に私のほうからも、いわゆるBCPということで、毎日、職員にコロナウイルスに感染した場合の事務事業に優先度をつけなさいということでの指示もさせていただきました。

いわゆる最低限の住民サービスを止めるわけにはいかないということから、職員には本当に負担がかかったと思いますし、経験のない勤務体制ということで非常にストレスもたまっただろうというふうにも思っています。

そういった中で、ただ、やはり行政といたしましては、いわゆる条例で定められた勤務時間というのがございます。1週間当たり38.75時間、それから4週間で155時間の勤務に従事する必要があるということがございます。

これ以外の勤務の場合は、22時までは100分の125、それから22時以降は100分の150という時間外手当を現実的には払っておりますけれども、週休日に勤務させた場合にあっては、4時間以内は、議員申されますように、4時間を超えれば代休という形で、以内については100分の135の時間外手当を支払っているという現状でございます。

今回のコロナ対策期間中にありましては、職員が3密にならないということが、先ほど言うBCPじゃございませんけれども最低限の業務を継続するためには、どうしてもそういった時期でありましたから、いわゆる交代、あるいは分離分散勤務ということを守るべき時期でありましたので、交代勤務につきましては、翌日は休むということを基本的に義務づけておりました。

したがいまして、そう言いながら、出勤した日は、8時半から夜の8時半までという11時間勤務という形で勤務時間の確保は行いながら、そういった交代勤務とか、いわゆる分離分散——分離分散については通常の時間勤務ということになります。

そういったことで、基本的には条例で定められた勤務時間というものを確保しつつやっておりますので、いわゆる5時半過ぎたけえいうて時間外という取扱いにはならないと。そういった時期が、あの時期だったということでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 私は、例え理不尽な要求をされてもと言ったんです。後で、分からないなら、もう一回、じかに話しますので、よろしくお願いします。

次に、町民の医療と健康を守る体制の強化、充実についてということで、宇美町、あるいは糟屋郡の医師会及び関連機関と速やかに協議の場を設定し、次の課題について取り組むことを求めています。

1番目に、PCR検査体制の充実です。①として、感染拡大を防止するため、また重症化を防ぐために医師が必要と判断した場合は、早急にPCR検査が実施できるよう改善すること。

また②として、PCR検査を町内の医療機関でも行えるよう、宇美町あるいは糟屋郡の医師会と十分な協議を行い、検査機器の確保、検査指導、そして財政的な支援など必要な処置を講じること。

③として、PCR検査と併せて抗体検査を実施すること。

この3点を要望してまいりました。どのような対策を取られたのか回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 高場副町長。

○副町長（高場英信君） 町において、早急にPCR検査が実施できるよう改善することですね。

それから、町内の医療機関でも行えるよう医師会と十分協議を行い、検査機器の確保、検査指導、財政的支援など必要な処置を町において講じることですね。それから、PCR検査と併せて抗体検査を実施することという御要望でございます。

まず、国は今後の感染拡大局面も見据えまして、さらなる検査体制の強化を図る観点から、新型コロナウイルス感染症に関するPCR等の検査体制の強化に向けた指針というものを、6月2日に都道府県に示しております。

その中で、PCR検査の一連のプロセスを通じた対応につきましては、基本的には、都道府県等が点検、実施するものであるとされておまして、PCR検査は、国、県レベルでの感染拡大局面を見据えた体制の一環として実施されておまして、町レベルでは検査体制の強化は困難であるというふうに思っております。したがって、この改善というのは、町のほうではできておりません。

ただ、しかしながら、遡りますけど、3月6日にPCR検査が公的医療保険の適用となっております。そこで、いわゆる保健所を介さずに民間の医療機関に直接検査を依頼することが可能になったということで、糟屋地区の1市7町の市町長会におきまして、医師会に検査体制の拡充について要望しております。

これにおきまして、ホームページでも出しておりますけれども、5月12日から糟屋管内の指定箇所にPCR検査センターが設置をされております。当初、週3日、火・水・木曜ということ

で時間が14時から16時ということで、1回当たり12名程度は受入れできるのではないかと  
いうことで指導をしておりますけれども、直近の状況を確認しますと、1週間当たりで大体  
20名程度となっております。ただ、この糟屋地区内のPCRセンターにつきましては、これは  
医療機関を通しての検査ということになりますから、個人が自由に行けるセンターではありませ  
ん。

そこで、これに加えて、妊婦さんが安心して出産できるようにということで、その環境を  
整えるために、希望される妊婦さん、これを対象にPCRセンターにおいて、いわゆる希望され  
た妊婦さんが検査を受けられるようにということで、これも1市7町の市町長さんが要望をされ  
まして、これについては、既に6月3日には、糟屋地区での担当者会議が終わり了吗というか、  
1回ございまして、具体的なところが、まだ少し残っているのかなと思いますけれども、これに  
ついては早急に、これが実施できるように鋭意努力を努めていきたいというふうに思っておりま  
す。

ただ、抗体検査につきましては、国が感染の広がりを把握する疫学的な調査目的ということに  
なります。6月1日からは、宮城県、東京都、大阪府で1万人を対象に行われておりますけれど  
も、町としての導入というのは、今のところ予定はしておりません。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 1番の糟屋地区の医師会がドライブスルー検査場を設けていただいたと。  
これは大変ありがたいと思うんです。

先ほどの答弁の中で、町のホームページに掲載したと言われました。私、一生懸命探したんで  
すけど見つからなかったです。今度、一生懸命探してみたいと思いますが、これは、あと、なか  
なか情報がしっかり公表されていない。また、このことにつきましては、役場の関係部署の職員  
でさえも情報を知らなかったと。私、電話したときに聞いたんですけど、そうなんですかというよ  
うな回答がありました。役場の職員の関係部署が、誰とは言いませんけれども、こういった事実  
が存在します。

これに対して、やっぱり不満が残っているんです。住民の皆さん、風邪に似た症状が出て熱が  
出たと。そうなった場合でも検査を受けられないということに対して、非常に不安を持っておら  
れたというふうに思っています。

PCRの検査場が設置されたことにより、医師が必要と認めた場合ですね、先ほど言われたと  
おり検査を受けられる体制が整いましたよ。ただし、その場所に人が殺到してもいけないという  
ふうにも思いますし、やっぱりあくまでも事前に医師の診断が必要ですよ。そういった正確な情  
報を発信する。これが住民の不安を解消していくということにつながってまいりたいと思います。

ほかのいろんな情報もそうなんですけれども、今後は、ぜひ正確な情報を様々な手段で迅速に発信するとともに、職員間でも共有していただきたいと考えております。見解をお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 高場副町長。

○副町長（高場英信君） ホームページということで先ほど申し上げました。これは、丸山議員申されますように、非常に検索しにくい状況だと思います。私も当然、この答弁書を職員と協議しながら、ホームページがということで私も検索しました。最終的には文言で検索して初めて出てきた。5月13日にアップしております。

そういったことで、基本的には、今回のPCRセンターにつきましては、当初、医師会のほうから、いわゆる設置自治体のほうが、やはりそういったセンターが町内にはあるということを御心配されたというかおもんぱかって、積極的なPRはちょっと控えとってくださいという時期がありました。そう聞いております。ただ、稼働が確定したときに、これは住民の方に周知してくださいということでございました。ただ、場所については控えておるといってございまして、ホームページのほうにも一定の内容は上げていきますけど、場所については公というか文書には出しておりません。

基本的には、こういった周知については、分かりやすい周知の仕方等、できるだけ多くの方に目に留めてもらえるようなやり方というのは、今後とも研究していかなくちゃいけないなというふうには思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） また、医療体制の充実及び医療現場への支援ということで、1番目に医療機関での感染防止策について、宇美町、糟屋地区の医師会との早急な協議を行った上で、住民が安心して治療を受けられる体制を取ることに。また、町として医療従事者のマスクや防護服、あとゴーグルなどの確保に対して全面的に協力や支援を行うことと2つ要望しておりましたけれども、町として、どのような対策を取られたのか回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 高場副町長。

○副町長（高場英信君） 医師会と協議を行って、住民が安心して治療を受けられる体制を町がつくるようにと。それと、医療従事者のマスク、防護服、ゴーグル等の確保に対して、全面的に協力や支援を行うことという御要望を受けております。

いろいろな会といえますか、いろいろ御報告を申し上げていると思うんですけど、宇美町には当初、マスクについては一定の備蓄がございました。最初、2月26日になりますけれども、町内の小中学校とか、宇美商業高校の生徒、職員等にまず配布を始めたところなんですけども、その折に、危機管理課のほうからは、いわゆる医療機関に配布したいという打合せ、相談がありまし

たので、私としては一方的にやるというのはいかがかと。だから、必要としているのかどうかを、まず確認しなさいということで当時させていただきました。

当初、そういった時期に町から糟屋医師会にマスクの充足状況について確認を行っております。そのときの回答というのは、今のところ確保できていますと。今後、不足する状況があれば相談しますのでという回答を得ておりました。現実的に、その後、何とかありませんかという問合せはあっていない状況でございます。

それと、よく今のニュース等でやっていますけれども、N95以外のマスクが医療機関に来て、医療機関のほうは、どう対応するべきか、医師、看護師さんは、N95以上のマスクでないと感染を防げないおそれがあるということで扱いに苦慮されているというニュースも聞いたことがございます。そういったことも含めて、一方的に、こちらから提供するのはいかがかなということもございます。

そういったことで、マスクについては、医師会のほうも何とか間に合っていますというようなところでもございましたので提供していませんけれども、いろんな昨今、企業の方とか個人の方からマスクの御寄附を頂いておりますので、それもできるだけ即座に必要なところに配布をさせていただいているという状況でございます。

ひとときに比べて、こういった感染防止の用具とか、そういったものについては、手に入りやすいような状況にもなっておりますので、今のところ直接こちらのほうから、購入してといただきますかということは、今のところは予定はしておりません。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 3番目として、町内の学校、保育所、介護施設等への感染防止対策の強化ということで、①町立、県立、民間を問わず、学校あるいは保育施設、学童保育所、介護施設等でもマスクは絶対的に不足していると思われまます。安心して生活、そして学習活動ができるように、町においてマスクの一括購入と無償配布を強く求めますとしておりました。

また、消毒液やペーパータオルなどの衛生用具等の確保に向けて、メーカー等の働きかけを要請するとともに、町での一括購入、無償配布これを求めます。この2つを要望しておりましたけれども、町としての対策はいかがでしたか。

○議長（古賀ひろ子君） 高場副町長。

○副町長（高場英信君） ちょっと避けまして答弁した部分もありますけれども、まずマスクの配布につきましては、先ほど若干触れましたけれども、危機管理課を中心に配布先、それから方法、そして時期については、いろいろ検討を加えながら配布をしまいいっております。

ざっと並べますと、先ほども言いました一番購入が困難であったような時期かなと思いますけ

れども、2月26日には、町内の小中学校、それから宇美商業高校の生徒、教職員、これが備蓄しておいた1つを10回程度繰り返し使えるというようなマスク、これを3枚ずつ配布をしたと。配布枚数につきましては、このときは4,150人分の1万2,450枚ということになります。

2日後になります2月28日になります、民間の保育施設、幼稚園、学童保育施設の教職員に同じマスク、これを310人分、930枚という配布。

医療機関につきましては、結局は2月末に先ほど言いましたように、今のところ支障になっていないということから配布は行っていない状況でございます。

それから、4月に入りまして、4月8日に緊急事態宣言が発令されて、14日には休業要請がなされたことから、14日に小中学校、高校、民間保育施設それから幼稚園、学童保育施設の教職員に2回目になります、同じマスクを700人分、2,100枚配布をいたしました。

それから、4月の28日から5月の8日にかけて、五月雨式で配布していった形になりますけれども、これは町内の昭和鉄工さんとか、福岡ペイントArtさんとか、多くのマスクを御寄附いただいておりますので、それを早めに必要なところに配布するというので、このときには、連絡をした上で、町内医療機関、それから介護施設、障がい者支援施設等に配布をいたしております。このころの配布枚数ですけれども、医療機関が34件で4,300枚、介護施設が47件で5,800枚、障がい者施設が31件ありまして3,100枚、総合計で1万3,200枚の配布をさせていただいております。

5月13日、この日にも御寄附をいただいております、上宇美の藤さんと言われる方から頂いたマスクに若干加えまして、1万2,500枚、これを町内の小中学校に配布したというような状況でございます。

現状ではそれなりの無償配布、こちらのマスクがそれなりに配布されたものというふうに思っております。今のところ何とか、私もいろんなストアと言いますかお店に行きますと、マスクはもう大概出回っておる状況でございますので、今のところ緊急を要するものではないのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 当時は、マスクが全然手に入らない状況でございました。50枚で4,000円とか、たしかそのぐらいの金額だったんです。こういった要望をさせていただきましたけれども、次に、暮らしと経済対策、これは私は肝だと思っているんですが、小規模事業者への町独自支援の強化ということを訴えております。

特に飲食業者、非常に本当に苦しんでおられたと理解しておりまして、宇美未来食券事業と、そういった事業提案もさせていただきました。このメリットというのは、協力していただいたお

金は、すぐ翌日にでも事業者さんに行く仕組みになっていると、素晴らしい事業だったなど。そこはほかでもたくさん実施されてある自治体もございました。

また、町独自の施策であります小規模事業者給付金制度を出されましたけれども、やはり不十分と考え、賃借で事務所を開設してある事業者さんに対して、5割程度の家賃保証を求めますと。

また、ほとんどの方が加入してあります国民健康保険税の減免制度、うちにはちゃんとした規定がございますけれども、その周知徹底と速やかな実施を求めますということで、この3点を要望しておりましたけれども、いかがでしょうか。お願いします。（発言する者あり）

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 3点目は、国民健康保険税制度の減免措置制度の周知徹底と速やかな実施ということを書いていましたね。

○議長（古賀ひろ子君） 高場副町長。

○副町長（高場英信君） すみません。まず、3点ありますけど1件目の、いわゆる宇美未来食券事業というところになりましょう。私もタブレット等を使いまして、みらいの食券とかさきめしとか、そういったものを検索いたしますと、相当なプログラムがリリースされておるようです。例えば、香川のうどん券とかさきめしとか、それと直接生産者とつながるオンラインマルシェ等々、いろいろあるようです。

そういった御提案の未来食券事業についてですけれども、ある意味、この事業につきましては、食券を購入していただくことで現金がすぐに飲食店の手元に届くという点で一定の有効性はあるなというふうな思いです。

ただ、このコロナが終息した後に、お客様が来店された際には現金というのは入らないわけですから、負担を先送りするというんでしょうか、ちょっと適正かどうか分かりませんが、そういった側面の指摘も、いわゆる先々どの程度持ち直しておるときにお客さんが来んしゃあかなというところもあるのかなと。もうちょっと、今の段階では、まだまだコロナの終息の先が見えない状況というのもございます。

それと、要望書にその飲食店が廃業した場合には、この代金を町が保障するという記載がございますけれども、この財源がいわゆる税金ということを鑑みますと、ちょっと慎重な論議も必要かなというふうにも思っております。

なお、今後の小規模事業者の支援策につきましては、町内の商工業の振興において中心的な役割を果たされている宇美町の商工会、ここと常に協議を重ねております。そういった中で、そういったふうに飲食店に限らなくて幅広い業種への支援が重要ですよという御意見もいただいております。

そこで、毎年、実施しておりますプレミアム付き地域商品券発行事業の規模を、これを拡大し

て実施するという事で、いわゆる町内における購買意欲を高めると。そして、商工業を再活性化させたいという意向。これを受けまして、本定例会に関連予算を計上させていただいたという経緯になっております。

そういったことで、少ない財源で職員数も限られております。そんな中で、一番何を優先的にすべきか、今、何が必要かというのもいろいろかんかんがくがく協議をした上での宇美町としての給付事業とか支援策の提案になっておりますので、なんとか御理解いただきたいというふうに思っております。

それから、10万円の支給と併せて、賃借で事業所を開設している事業所に対しての5割程度の家賃保証という御要望、御提案でございました。まず前段の小規模事業者応援給付金の申請状況等につきまして現況を申しますと、想定件数を872件というふうに想定しておりましたけども、6月の10日時点で申請の件数が433件、これは予算に対しまして49.7%ということになります、給付済額として3,750万円というのが現状になっております。

これにつきましても、同様に議員さんのほうからは、とにかく周知をなさいたいということの御指摘でございますので、これにつきましても、それなりにやっているつもりでございますけど、さらに協議を詰めまして、周知できるように進めてまいりたいというふうには思っております。

これにつきましては、5月26日に、対象者それから申請期間を拡充したこともございます。今後は、この申請者が増加するという事もあるのではないかとこのように思っております。

商工会のほうと情報共有する中では、下請業者ほど5月以降の落ち込みが予想されるというふうなお話でございますので、引き続きスピーディーに支給事務に当たってまいりたいというふうに思っております。

さて、そこで5割程度の家賃保証についてですけれども、実はこれについては、国のほうが家賃支援給付金の制度設計を進めておるということでございます。先ほども言いましたように、町といたしましては、さきの補正予算の審議において議決を頂きました休業要請協力店舗に対する協力金、それから新規事業者に対する救済制度などを進めております。

町としましては、やはり国とか県の制度で手が届いていないところ、ここに注意を払っていくべきではないかというふうに思っております。限られた財源の中で制度設計を進めて、検証を行いながら、今後も新型コロナウイルス感染症の影響による地域経済の動向を見極めてまいりたいというふうに思っております。

それから、3つ目でございます。国民健康保険税の減免措置制度の周知徹底と速やかな実施ということでございます。

国民健康保険税の減免につきましては、これは従前から一定の要件に該当する場合に限って減免できる規定がございます。国民健康保険に加入した際に、それから、毎年の当初の賦課通知の

折に全ての国保加入世帯にお知らせをしております。

そのようなこれまでの減免の制度に加えまして、今般の新型コロナウイルス感染症により、死亡や重篤な症状となった方、それから感染症の影響により一定程度収入が減少した方々に対して、国民健康保険税の減免を行うこととしております。

なお、この減免制度につきましては——来週になります、今年度の納税通知書を送付することになっておりますので、この際に通知文書を直接同封しまして、該当の方に周知できるような体制を取っておるということでございます。

もちろん、ホームページにも載せていますけれども、基本的には、今載っているホームページ分は従来分ではないかなというふうに確認したときは、そう思いましたけれども、6月の広報等にも本文を載せる状況にはしております。今のところ、まだSNSには載せていないというところでございますが、いわゆる国民健康保険税という性質からすると、周知をするべき相手方が限定されているというところもございまして、制度に沿った周知の仕方をやっていくべきかなというふうに思っておるところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） この小規模事業者給付金制度、この間、聞いたときより大分増えましたね。433件。49.7%。50%に近い申請が出たと。これは喜ばしいんじゃないかなと。どういふふうな経緯で増えたのかというの、後で検証したいと思えますけれども、ただ、まだ50%なんです。この後、かなり予算が余りそうなんです。この間も聞いたんですけれども、追加支援、これを1回こっきりじゃなくて、2回ぐらいに拡大できないかなと。せつかく予算がちゃんとありますから、そういった支援ができないのかどうか、回答していただけますか。

○議長（古賀ひろ子君） 高場副町長。

○副町長（高場英信君） 使える予算は使いたいというふうに思っていますんで、いわゆる戻すようなことがないように、慎重に何が一番必要な相手先かということも慎重に検討しながらやっていきたいというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） ぜひ積極的に検討していただけたらなというふうに思います。

あと、地域振興券というのが新たに出てきましたね。気になるのが、この買物ができるのがいつになるのか。いつその地域振興券を求めれば手に入るのか、そして品物を買いますよね、その後、その券を換金できるのがいつになるのか、これはスピード感が大事だと思っておりますけれども、大体その辺りがいつぐらいになるのかというのまで回答していただくことはできますか。

○議長（古賀ひろ子君） 高場副町長。

○副町長（高場英信君） ちょっと私の範囲内では、詳細に入った内容かなという気がしますけれ

ども、私も懸念しております、月締めやないのというような話を一度、担当のほうにしたことがありますけど、そんなことはありません。極力、早急に現金化するようにやっていますというような会話をしたことがございますので、この程度で勘弁いただきたいと思えます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） ぜひ早め早めに現金が換金できるように努めていただけたらと思います。

あと、時間的に厳しいんで、最後の教育・子ども対策、ここに移りたいと思えます。一つ飛ばします。

ここで教育・子ども対策、4番目に挙げている分です。学校の再開に当たっては、子どもたちの心身のケアを大切にすること。また、2番目に、3密の状態を可能な限り避け、感染防止には万全の対策を期すること。そして、児童生徒はもとより教職員に対してもマスクを無償配布するなどの感染防止策に努めること。学校給食費の徴収に当たっては、収入激減世帯に対する減免処置を検討すること。また学童保育に当たっては業者と協議し、支援員の確保——これはアルバイトが、休業となっている学生さんあたりに何とか、そこに救いの手を求められないかなということで、そういった4つの点を要望しておりましたけれども、どのような対策を講じられましたでしょうか、よろしく願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 高場副町長。

○副町長（高場英信君） 教育関係につきましても、前段の一般質問で結構深い論議があったのかなという気はしております。4つほどの御質問でございます。

まず、学校再開に当たっての子どもたちの心身のケアを大切にすることということでございます。先ほども一般質問で教育長のほうも答弁しております。臨時休業が長く続いたことで、それから、いまだ新型コロナウイルス感染症が終息していないということでございますので、学校生活に不安を抱くお子さん、それから御家庭も少なくないというふうに思っております。

子どもたちの健康や安全面に配慮しながら適切に対応していく必要があり、町といたしましても、しっかりと支援をしていきたいということ、そういう状況でございます。

2つ目、3密の状況を可能な限り避けて感染予防に万全の対策を期するとともに、児童生徒はもと、教職員に対してもマスクを無償配布するなど、感染症防止対策に努めることという御質問でございます。

小中学校の児童生徒、それから教職員に対しましては、これまでも町の、先ほど言いましたように危機管理課のほうに備蓄しておりますマスク、それから町内の事業者様から御寄附いただいたマスク等々を配布をしております。

うちにも二、三週間前でしたか、政府のほうから2枚マスクが支給——これは別だ、アベノマスクとは違って、これは別に児童生徒に対しまして、政府から1人2枚マスクが支給されるとい

うことになっております。

1枚目は、5月初旬に各学校に届いたということで早速配布をしております、2枚目につきましては、今月中旬の到着予定という状況になっております。さらに町では6月補正予算に、今回の補正予算におきまして、新たに創設された国の学校保健特別対策費補助金、これを活用いたしまして、各学校で使用するマスクそれから消毒液等を購入することとしております。

引き続き終息がまだ見えません。この感染防止対策に努めてまいりたいというふうに思っております。

3つ目です。学校給食費の徴収に当たっては、収入激減世帯に対する減免措置を検討することということでございます。経済的な理由で就学困難な御家庭に対しましては、教育委員会から就学援助制度を御案内しているところでございます。

また、このたびの地方創生臨時交付金を活用いたしまして、子育て世帯応援給付金といたしまして、学校の臨時休業等に伴う家計の食費増加による経済的負担を緩和するために、児童手当対象者に1人5,000円を支給するということをしております。ほぼほぼ前段での答弁にあったかなというふうには思います。

4つ目になります。学童保育に当たって、業者と協議して支援員の確保に努めることということでございます。これにつきましては、学校の臨時休業に伴いまして、学童保育は委託先と協議の上で、午前中から開所するということになりました。保育時間が長時間となることから、委託先では、大学生を雇ったりして支援員を確保して対応をされているという現状のようでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） いろいろ要望をたくさん出しましたけれども、総じてしっかりやってあるんじゃないかなというふうには感じております。ただし、やはり、これから第2波、第3波って本当に懸念されておりますので、しっかりと職員はもとより多くの方々と関係機関と協議を進めながら、対策をしっかり行っていただきたいなというふうに思っております。

また、本当に国の支援というのが非常に滞ったりしております。最後に頼るところは、やっぱり町なんです。基礎となる自治体が最後のとりでというふうになっております。やはり気になるのは、情報発信というところが非常に気になっております。ホームページも見られたと思いますけれども、なかなか目的とする項目が見つからないと実感されたと思いますので、その辺の改善も含めて、適切な情報発信に努めていただきたいなというふうに思っています。

続きまして、2つ目の質問に移りたいと思います。

なお、答弁に関しましては、上水道事業と道路事業の両方に関わることでございます。また指

名委員会の取りまとめも行ってある副町長にお願いしたいと思っていますので、どうぞよろしく  
お願いいたします。

さて、宇美町流域関連公共下水道事業会計令和2年度当初予算審査の中で、宇美污水幹線  
17の工事について質問をさせていただきました。内容は、一般論として下水道事業は、国庫補  
助を活用することが大前提であるけれども、この事業に関しては、町の単独費で実施されるとし  
てある。なぜ国庫補助事業でなくて、町単独費で行うんですかといった趣旨のものでございまし  
た。これに対して上下水道課からは、経済比較を行った場合に町単独費で実施したほうが有利で  
あるためと回答されたと記憶しております。

私も、国庫補助事業と町単独費の経済比較を行って、町単独費が有利であること、これはあり  
得るのかなという疑念はありましたけれども、ベテランの吏員に限って、まさか虚偽の答弁は行  
わないだろうと信じておりましたし、加えて、障子岳南地区にお住まいの皆様にも一日も早く下水  
道に接続していただき、快適な生活を行っていただくことが大切であると考えまして、当初予算、  
これには賛成をいたしました。

ただ、いまだに先ほど申した疑念が頭をよぎり続けておりますので、改めて宇美污水幹線  
17の事業について質問をさせていただきます。この工事の概要は、どんなものですか、お願い  
します。

○議長（古賀ひろ子君） 高場副町長。

○副町長（高場英信君） この工事の概要につきましては、まず、目的は昨年度実施した地域、そ  
れと今年度実施予定の山ノ内自治区の下水道整備区域を供用開始するための污水管の整備という  
こととなります。ちなみに昨年整備した面整備分が面積で4.9ヘクタールで、公共污水ますは  
62個設置をしています。

今年度予定しているのは、面積3.4ヘクタールに対して、公共污水ますを43個計画してお  
るという状況でございまして、具体的な概要でございましてけれども、ほとんどは200ミリの塩  
ビ管でございまして。一部、250の塩ビ管の18メートル程度、それから铸铁管200の  
16メートル程度を含めまして、延長360メートルの開削をということで予算を組み立ててお  
ります。

位置につきましては、今回の布設の最下流側というのは、筑紫野古賀線の拡幅部の歩道の端部、  
これは若草橋交差点から筑紫野市側のほうに行ったところに、過年度に設置しておりました既設  
マンホール、ここから筑紫野古賀線の現道の筑紫野市方面の車線、この車線内を通過して、若草大  
橋を過ぎて、左側に町道山の内～中ノ原線、そこに入っていった、そこを上流端として、本年度  
に施工予定の面整備管を接続するという計画でございまして。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番(丸山康夫君) この工事、そして実施設計のスケジュールは、どうなっていますか。

○議長(古賀ひろ子君) 高場副町長。

○副町長(高場英信君) まず工事につきましては、本年の9月に発注を予定しております。本年度末の完成を目指しておるところでございます。

実施設計につきましては、昨年のいわゆる令和元年の11月12日から、今年、令和2年3月23日までの工期ということでの契約となっております。

○議長(古賀ひろ子君) 丸山議員。

○1番(丸山康夫君) 予算及び財源の内訳は、どうなっておりますでしょうか。特に一般会計から繰り入れた1億円の使い道といいますか、その辺も含めて回答していただけますか。

○議長(古賀ひろ子君) 高場副町長。

○副町長(高場英信君) まず、工事の予算につきましては、本工区5,400万円の予算を立てております。この間の論議がありましたように、予算上は単独工事で上げておりまして、財源の内訳としましては、いわゆる受益者負担金相当額が約5%となりますから270万と。それから起債につきましては、残りの分について100%ということで5,130万円を起債で充てるといふ計画をしております。

工事のほうだけでよかったですか。(発言する者あり)

以上です。

○議長(古賀ひろ子君) 丸山議員。

○1番(丸山康夫君) これの下水道工事、そして実施設計、これは国庫補助事業が大前提として今までやってこられていますね。改めてお伺いします。国庫補助事業を活用しない理由というのは何なんですか。お願いします。

○議長(古賀ひろ子君) 高場副町長。

○副町長(高場英信君) ちょっとニュアンスかどうか分かりませんが、下水道工事、実施設計につきましては、国庫補助事業が大前提となっているということでございますけれども、当然、今は面整備工事が多うございますから、いわゆる補助事業の採択要件といたしましては、その管路が1日当たり2立米の計画汚水量を持たないと補助対象になりません。面積換算をすれば、0.11ヘクタール、いわゆる1反ちょっと、田んぼでいうと1反ちょっとですね、1,100平米。それを受け持って初めて、補助対象として補助金申請ができることとなりますから、ということは、いわゆる枝管の数が多ければ多いほど、トップ管路というのは全て単独工事になります。

それこそ、当然、上下水道課の管理職をされていましてから分かってあると思っております。ですから、あのときの論議の中で、1億円を単費につぎ込んでおるといふ表現をされましたけれども、もともと面整備の部分には単独工事が多分に含まれておるといふことでございますので、

ですから、当時、神武補佐も単独工事の中で、ここの管渠工事がありますという表現をしており  
ました。

ですから、それにつきまして、改めて説明をさせていただきますが、最も大きな原因というの  
は、当然のことながら、県道筑紫野古賀線の拡幅工事が完了していないということでございます。

当然、埋設を計画しておる4車線化後の北側の歩道内に布設することができないということか  
ら、今回は仮設の管を使って、何とか昨年度完了分と今年度予定している山ノ内自治区域内の下  
水道の面整備について、これは長い年月にわたって公共下水道を熱望されておるところござい  
ます。

それに、宇美町の下水道整備の計画上としても、これを、この供用開始後、県道の拡幅工事が  
完了するまで先延ばしすることはできないということで、本年度は、仮設管にてやむなく既設の  
汚水幹線に接続するということとなります。本年度末に供用開始をすると、この必要があったた  
めに、やむなくやるという結論でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 私は、国庫補助を使えるものは必ず使っているんだろうと理解していたら、  
そういうわけじゃないんですね。それは、いいです。

さっき仮設管って言いましたよね。今回の工事で築造された下水幹線、これはほかと同じく半  
永久的に使用すると理解できるんですか。どうなんですか。仮設と言われたんで、私は、どうな  
んだらうかと思っているんですけど、回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 高場副町長。

○副町長（高場英信君） これにつきましても、さきの補正のとき、神武のほうで撤去するふうな  
答弁をしたようニュアンスが残っているんですけど、実は、先ほど言いましたように実施設計が  
先々月終わっていますんで、改めて内容について精査をいたしました。

その段階でいいますと、いわゆる今回接続をする下流側の既設人孔、それから上流側で今年度  
行う面整備管路をつなぐ部分、この両端につきましては、先まで幹線管路として使用できるとい  
う部分があります。

それから、筑紫野古賀線内現道に入れる管路の部分、これを将来の補助事業として布設する汚  
水幹線のサービス管として、いわゆる南側といいますか、川側のほうです。将来、4車線ができ  
た場合は、川側の歩道のすぐ横の古賀に向かう一番端の車道に位置することになります。そう  
なるといわゆる4車線道路の南側の宅地を、当然、先々、供用開始したときには取付管をつけてい  
かなくちゃいけない。そのときに、将来、補助事業で行う幹線に、一本一本、取付管を4車線を  
横断してつけるというのは現実的ではございませんので、今回、入れるものの約半分ぐらいにな  
るかと思っておりますけれども、いわゆるサービス管として利用できるというふうに思っております。

ただ、これは、まだ、県土事務所のほうと最終的な協議を行っておりませんので、先々で、いわゆる完成時点での土かぶりが確保できるかどうかと、そういったところも、今、協議を持っていっている状況でございますので、できるだけ、そういうふう将来とも利用できる形での検討を行っていきたいというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 私が事前に聞いていたのと、ちょっと違いますね。いろいろ調べたのと。

先ほど筑紫野古賀線の完了がまだと。これは、用地買収が完了していないから本工事として行けないと私は理解していたんですけど、どうなんですか。用地買収が完了していないから私はできないと本当に思っています。どうですか。お願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 高場副町長。

○副町長（高場英信君） 現実的に用地買収は済んでおりません。ですから、県のほうも拡幅工事はできていないということになります。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 要約しますと、筑紫野古賀線の用地買収が完了したら、改めて国庫補助金を使った上で工事をすると、やり直すと、そういうふうに理解していいんですか。

○議長（古賀ひろ子君） 高場副町長。

○副町長（高場英信君） まず、用地買収というのは前提の話になります。その後、現状は、当然、御存じだろうと思うんですけども、現況は、いわゆる山です。車道の横、すぐにのりが切り立っておりまして、先々のいわゆる歩道になる部分、北側の歩道になる部分というのは山の真下になっております。

ですから、県において、いわゆる更地にしていただくというのが大前提になります。用地を買収していただいて、4車線の幅を確保していただいて、その上で、なおかつ舗装構成成分についてはすき取っていただくと。多分65センチから70センチ近い舗装構成になると思うんですけど、その分を県にすき取っていただいて、いわゆる浅くなった段階で幹線を素掘りで布設すると。そういう計画、協議を行っております。

したがいまして、その段階では、当然、矢板も要らない施工になりますので、まして、実施設計そのものも、職員がキャドでできる程度の費用といえますか、そういったことになりますので、先の本設、やり替えというよりも本設ですね。今年やろうと計画している分は、できるだけ残す方向で考えていきたいし、もちろん撤去せざるを得ない部分というのは当然出てきますけど、そういったことで、先々は、県のほうに下水管を埋設できる環境をお願いして、それで補助事業で行っていきたいというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番(丸山康夫君) もう一回、聞き直しますけど、新たに下水管を通したと。それを使って、今回いけ込む下水管はどうするんですか。撤去するんですか。埋め殺しにするんですか。それを生かすっていても、本管通して、いろいろまたつなぎ替えたら、またお金がいっぱいかかるんじゃないんですか。どうなんですか。説明が難しくて、よく分かんないですけど。お願いします。

○議長(古賀ひろ子君) 高場副町長。

○副町長(高場英信君) 数字で申し上げますと、今の段階では、道路管理者と最終的な段階までの協議は、先ほど言いましたようにできておらんのですけども、今回、現道に布設する管路、約110メートル程度については、これが、位置が、さっき言いましたように古賀方面へ向かう車線です。出来上がったときです。4車線化が出来上がったときは、古賀方面に向かう歩道のすぐ横の車線に最終的に位置することになります。それで、このサービス管から南側の宅地の取付管、汚水ますを引っ張り出すということに利用できるということになります。

それが110メートル程度と、さっき言いました今回計画している上下流部の管路、これについて、合わせて80メートル程度は、先もそのまま宇美用汚水幹線として残すことができる。

結果的に、残り140メートル程度は撤去せざるを得ないのかなというふうに思います。もちろん、これが県のほうと協議をして、その数字が若干動くことはあるかなと思いますけど、できるだけ利用できるやり方でやっていきたいというふうに思っております。

○議長(古賀ひろ子君) 丸山議員。

○1番(丸山康夫君) 1回設置した140メートルを撤去せざるを得ないと。それは、私は完全な二重投資になるんじゃないかなと思っておりますけれども、見解はどうですか。

○議長(古賀ひろ子君) 高場副町長。

○副町長(高場英信君) 先ほど言いましたように、下水道の整備計画、そして、上流部の供用開始を待ってある地域の方々、そういったものために布設せざるを得ない管と思っておりますから、いわゆる無駄な二重投資管という感覚は持っておりません。やむを得ない整備というふうに思っております。

○議長(古賀ひろ子君) 丸山議員。

○1番(丸山康夫君) 私もやむを得ないと思います、確かに。山ノ内の方々に、すぐ使ってもらう、快適な生活を送ってもらうためにはやむを得ない。だから賛成したんです。

ただ、これまでの経緯というのがあると思うんです。先ほど用地買収が完了していないと。どれだけの用地が、まだ未収なんですか。何人ぐらいの地権者がおられて、何平米ぐらいの買い残しがあって、所有者は何人かとか、距離がどのくらいか、回答していただけないか。

○議長(古賀ひろ子君) 高場副町長。

○副町長(高場英信君) ちょっと若干の経緯もお話しさせていただきたいと思うんですけれども、

それこそ、丸山議員も都市整備課におられた。私も都市整備課におりました。当初は、今の1工区も拡幅できていない時期でございました。そのとき、我々は、都市整備課として、県土事務所の方に、先ほど言った山ノ内に上る町道、あれから出るときの見通しが非常に悪いので、何とか今回の1工区の範囲内に、その3差路の交差点まで含めてくれと。これも再三強く要望して、その結果、その当該——今、暫定的に広がっている部分というのがあります。それから、それこそ山が切り立つとる用地買収ができていない、整備ができていないのが、この町道に入るところまで連続であります。

その部分については、そこから太宰府までの工区の中で、用地買収が最も進んでいる区間ということになります。今、それから太宰府に向かっては、ある1件を除いては、ほとんど用地買収は終わっていない状況が現状でございます。（発言する者あり）

その中で、先ほど言いました暫定の拡幅が終わっているところから、この町道山の内～中ノ原線交差点付近まで、これは約340メートルほどの区間になりますけれども、その区間に絞って言いますと、接しているのが17筆あります。その17筆の中で15筆まで……ちょっと待ってください。2筆だけやったよね残っとうとは。（「そうです」と呼ぶ者あり）2筆やったろうが。だけ17かな。（「17です」と呼ぶ者あり）17の15でいいとか。（「17の15です」と呼ぶ者あり）

ごめんなさい。すみません。失礼しました。先ほど言いましたように17筆ある中で15筆が用地の買収は終了しているという状況でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） そうなんです。たった2筆を残してなんです。その2筆が完了しておけば、国庫補助事業できちんとした管が入れられていたんじゃないんですか。

私、若草の交差点から山ノ内の入っていく交差点、この区間が、筑紫野古賀線の第2工区の中でも本当に最も大事な区間だと思っています。ここがきちんと整備されれば、安全な通学路というか歩道もきちんとつながります。半分はちゃんと歩道ができています。

ここの用地買収を県に、用地課なり、その辺りとしっかり協議して、町も全面協力してやっていきさえすれば、もう道の整備も完成していたんじゃないかなと。ここで単費を使って下水管を通さなくても、一発施工でやれていたんじゃないかなというふうに思いますけれども、その考え方はどうですか。それは私の考えで合っていますか。どうでしょう。

○議長（古賀ひろ子君） 高場副町長。

○副町長（高場英信君） まず、用地買収の現況につきましては、先ほど申したとおりでございます。当然あのときの流れで用地買収が進んでおれば、山ノ内に行く町道までの交差点が一体のものとして、1工区として整備ができておったんじゃないかなというふうには思います。

ただ、この2筆、用地買収済んでない2筆といっても同一地権者でございまして、それこそ丸山議員は都市整備課におられて、宇美志免も光正寺路線も、認可期限を延長せざるを得なかった。それは同じように用地買収ができなかった。相手がおることですから。

だから、まず県のほうに、これは機会があれば、とにかく何とか進めてくださいというのは、当時、大分言いよったです。一緒に、とにかく1工区として整備してくれと。現実的に、県の担当と職員、数十回一緒に同行しています、用地交渉に。今まで大概行っています。

もちろん、当時、私も、ほかの工区になりますけれども、県と同行をするのもありますし、単独でお願いに行ったこともありますし、当時、岩崎助役、副町長ですか、お願いして、旧知の間柄でしょうからということで連れ出して、解決したということもありました。

いずれにしろ、単純に要望活動をすれば用地が片づくというものでないのは御承知のとおりだろうと思います。ですから、組織的には、筑紫野古賀線の期成会で組織的に要望活動は、これは毎年、これは県議も含まれておりますし、そういった要望活動というのはコンスタントに行っていますけれども、一番やっぱり進むのは、当該の町が協力体制にあるかどうかという。それは、この1工区が特に進むまで、職員のほうが何十回となく用地交渉に同行し、協力してきたということもございますし、光正寺路線のように、どんなに頑張っても、力を入れても解決しない用地というのはあります。

まして、光正寺路線は都市計画事業でした。今回の筑紫野古賀線というのは道路事業です。その差もある意味あるのかもしれませんが。とにかく、努力は今後も続けていきたいというふうには思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） そうなんです。何回も行かなきゃいけないです。そして、筑紫野古賀線、県と、そして町としっかり協力体制を整えて、情報共有を行いながら、必要であるならば、一番内容が分かってある副町長も現場に出張って、一緒に交渉するような体制も取っていかなくちゃいけないと思っています。

実際に、その地権者の方と、副町長、交渉されました。私は、しっかり、そこは出張って、利害関係を調整して、ここをどうしても必要だと、これがなかったら6,000万円、町単独費でつぎ込んで、さらにまた国庫補助を使って下水道工事をしなくちゃいけないんだと。そういったことも、きちんと説明して、何とか協力体制を行うと。

前回の1工区が終わってから、もう6年たっているんです。その6年間、何をしていたんですかと私は言いたいんです。どうでしょう。

○議長（古賀ひろ子君） 高場副町長。

○副町長（高場英信君） 論理的なところで、ちょっとあれなんですけど、下水道は、道路に埋設

の占用申請をする側です。道路管理者は、それを許可する側です。下水を入れさせてくれという立場の者が、下水を入れる場所がないけん早う拡張してくれって言うことはできないです。

ですから、あそこの工区までの路線を1工区として一緒にやってくれという表現で当時やってきたわけです。そして、私が行ったからとして、用地交渉が解決するというものではないのは、これは御存じではないかなと思います。

現実的には、この当事者の方とは、私は、まだ会っていませんけど、それ以外の路線、1工区の路線の地権者とは相当会ってきております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） そうなんです。だから、都市整備課と一緒に情報共有をして、しっかり交渉すると。ぜひ副町長自ら出張っていってでも、その地権者の方とお会いして、用地買収が完了するように積極的な働きかけ、そういったものをやっていく。下水道と都市整備課におられた副町長なら一番分かってあると思いますよ。自ら動く姿勢というのを示していったら、必然的に6年間の間に、私は用地の買収なんていうのはできたんじゃないかなと本当に思います。何で、そこ、自ら動こうとしないのか。がちが明かないなら、私は、そこは出張っていいと思います。どうでしょうか。もう一回、回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 高場副町長。

○副町長（高場英信君） 大きな流れになりますけれども、基本的に、県のほうは、1工区は終了しているという立場で思っています。ですから、あの300メートル程度を引き続き2工区の中で事業費をつけてやるということは、非常に困難だと思っていますし、現状は、例えば、大間池の工事があっています。筑紫野古賀線。あそこに相当な事業費をつぎ込まなくちゃいけないけれども、それは、まだままだらないというような状況もあります。いわゆる県のほうの立場もございまして、少なくとも1工区が完了した段階では、相当な力を持ってすれば、事業費がつくのかどうかというのは、ちょっと私では判断できませんし、もっと別に力を注がなくちゃいけないというところもあります。そういう判断をしたというところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） ここの用地買収から下水管の設置、そして本工事まで、宇美町にとってすごく大事な区間だというふうに思っています。それは同じ認識だと思っています。

結果的に、この6,000万円を単独費で使ってしまう。なるだけ、こういったことは、やっぱり避けるための努力というのをさせていただきたいなど。もともと、この貴船校区の下水道をやるときに、用地買収は完了するだろうと、3年ぐらいの期間のうちにですね。きちんと下水管も国庫補助を使って入れるだろうと、そういったもくろみがあって、私は、やられたんだらうと思

います。

新たに、こういった単独費で入れるときは、そういった経過も含めて、きちんとやはり予算の説明をすべきじゃないかなと。私が聞いて初めて、これは単独費でやりますと。埋め殺しします。後々、埋め殺しになりますとか。そういったことは、事前にきちんと予算の中で説明する、そういったことが大事じゃないかなと思います。今後ぜひ生かしていただけたらなというふうに思います。

時間がないので、次に行きたいと思います。

今度は水道のほうですね。県道福岡太宰府線、これの水道管布設替工事についてお尋ねをいたします。

さきの全員協議会で、いろいろと説明がありましたけれども、この工事につきましては工事費用が9,518万円、予算を組んでいます。また、その他の上水道の布設替工事、1億1,369万円必要です。量水器の取替えが220万円。この3つの工事だけで2億1,107万円になります。

この2つの工事の実施設計の委託料、加わった金額、これも地元住民に対して工事負担金として要求すると説明されました。全て現金で支払うように求められたと記憶しております。

その他の負担金として13万5,000円1件当たり、これが330戸で4,450万円になります。あと、下水道の接続もやります。これは受益者負担金が、平均200平米掛け500円として10万円掛け330戸、3,300万円になります。つまり、これを合わせた合計金額2億8,857万円プラス実施設計の委託料、これが貴船区の住民負担になります。

ちなみに、実施設計の委託料は2,746万円、合計すると3億超えになってしまうと思いますけれども、ただし、県道福岡太宰府線配水管布設替工事の減価償却費を控除するというような説明でした。私、減価償却費が幾らになるのかは分かりませんが。

じゃ、1戸当たりの負担金どのくらいになるんですかと質問したら、76万円程度になるとの回答ですね。受益者負担金を加えると86万円程度の負担になると思います。ほぼ計算上合致するか、下手するともっとかかってしまうのかと危惧してあります。

これは、全協でこの間説明された内容であると、私、理解しております。これを前提に、ちょっと質問させていただきたいと思います。工事の概要、これをまず説明していただきたいと思いますが、発注形態も含めて回答していただけますか。お願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 高場副町長。

○副町長（高場英信君） ちょうど手元に用意しておるのが、福岡太宰府線の中の工事の分を用意しておるんですけど、これでようございましょうか。（発言する者あり）

福岡太宰府線に係る配水管の布設替工事の概要でございまして、2工区あります。

まず第1工区のほうが、100ミリの既存の铸铁管を150ミリに造形するという管でございまして、延長が215メートル、開削工法で行いますけれども、場所につきましては、トライアルの前の交差点付近から原田下の公民館付近ということになります。

2工区ですけれども、同じく100ミリから150ミリに造形する铸铁管になります。延長で264メートル、同じく開削工法で、位置につきましては、7分団の車庫付近から原田保育園の付近までというのが県道内に入れる工事の概要でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） なぜ、この区間だけ部分的にやるんですか、回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 高場副町長。

○副町長（高場英信君） 部分的にやるというのは、ほかの路線はせずにこの路線をするという意味合い。（「その前後はしてない、ここだけというのは何なんですか」と呼ぶ者あり）前後ですよ。既設の水道管は、前後については150ミリでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 前後は150ミリと。もう耐震化も済んでいるんですか、それは。お願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 高場副町長。

○副町長（高場英信君） すいません。確認していませんけど、多分古い管になりますので、耐震化まではいってないんじゃないかと推測をいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 工事及び実施設計のスケジュールはどうなっていますか。

○議長（古賀ひろ子君） 高場副町長。

○副町長（高場英信君） この管の実施設計につきましては、工期が先月5月29日から9月10日という工期になっています、実施設計ですね。工事はそれを受けまして、本年9月から10月頃に発注いたしまして、本年度末に完成させるということで考えております。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 工事及び実施設計の予算及び財源の内訳というのはどうなっていますか、回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 高場副町長。

○副町長（高場英信君） 実施設計の予算額につきましては、予算上1,099万円、契約をしておりますので、これは契約額が990万円、これ税込みでございます。

それから、工事の予算額ですけれども、1工区の予算が2,795万円、2工区が3,432万円という予算を立てておりまして、これの財源については、最終的には受益者負担金や積立金等

で賄うこととなりますけれども、現在はまだ地元との協議中でございますので、予算上は、全額建設改良積立金等の保有資金で立て替えるということにしております。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 立て替えた後はどうなるんですか。

○議長（古賀ひろ子君） 高場副町長。

○副町長（高場英信君） 受益者から応分の負担金を頂くということになります。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） さきの全員協議会で、国庫補助が活用できるという説明を受けたんです。

活用できるのに、国庫補助金使わない理由というのを教えてください。

○議長（古賀ひろ子君） 高場副町長。

○副町長（高場英信君） 予算上は、国庫補助金を計上していないということでございます。現実的に、国庫補助金が使えるかどうかというのは、これ、国の採択によるものでございますから、今、確定しているものでもございません。

県へ申し上げますけれども、全員協議会におきましては、コロナ影響によります交代勤務の真っ最中の4月末、このときに、県のほうから追加要望の連絡がっております。改めて、いわゆる課長補佐のほう、いわゆる技術屋のほうが補助事業の採択要件等を調べておりました。ですから、その結果、該当する可能性というものは確認しておったところなんです。で、会議がありましたので、いわゆる該当する箇所はありますということは答弁したかと思えます。

ただし、まだ県のほうとの最終詰めも終わっていませんし、いわゆる最終的に、今回、そもそもの話ですけれども、通常は、いわゆる開発業者が全ての金額を負担して工事をやるもんなんです、通常。いわゆる、受益者が自分で工事をやるというのが条例規則のベースになっています。

ただ、今回につきましては、その事業主というのが直接住民という形になっています。いわゆる工事を発注する資金もないし、能力といいますか、失礼ですけども、そういった体制もないということから、長い協議でもって、町のほうがもうとにかく代理で工事をやりましょうと。その代わり、応分の負担は当然してもらいますよというのが前提でございます。

ですから、先ほど言いましたように、当面は資金ないでしょうから立て替えますけど、最終的には、応分の受益者負担金は頂きますよということになります。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） それでも、国庫補助の採択要件に乗ると、検討はしたんですか、きちんと。回答していただけますか。

○議長（古賀ひろ子君） 高場副町長。

○副町長（高場英信君） 検討したから、対象となる箇所があるという答弁をしておるんです。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 対象となる箇所があるんですね、それはまた後で聞きますね。

この工事の受益者というのを私は知りたいんです。どのあたりまで、現在給水が行っているのか。益を受けている方々といった方が何人ぐらいおられるのか、回答していただけますか。

○議長（古賀ひろ子君） 高場副町長。

○副町長（高場英信君） 御存じのとおり、ここは専用水道の区域でございます。したがって、専用水道を利用されている範囲、貴船自治会では330世帯、そして、給水区域内に、ほかに6世帯、1軒は店舗を含みますけど。ですから、合計の336世帯ということになります。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 私が聞いたのは、貴船以外の受益者というのはどのくらいおられるんですか。これ、そういうふうに伝えていましたけどね、お願いします。

現在、使われている方、どのくらいおられるか回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 高場副町長。

○副町長（高場英信君） この配水管につながっている世帯数ということでしょうか。申し訳ありません。ちょっと、それは把握をしておりますが、必要であれば調べさせます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 私、気になるのは、ここの水道管、前後はもう150ミリで工事されていると。今、100ミリでなっていると。きっかけは、貴船区への給水がきっかけかと思えますけれども、耐震化も含めて、将来にわたっては、前後と合わせた150ミリに替える、どっちみち替えなきゃいけないんじゃないかなと思っているんです。それが、遅かれ早かれ替えなきゃいけないんですけれども、その負担を貴船区に全部求めている。なぜ、そういったことをするのかというのが知りたいんですよ。どうなんでしょう。

○議長（古賀ひろ子君） 高場副町長。

○副町長（高場英信君） 要は、福岡太宰府線という幹線道路です。そこにおきまして、相当、数十年前から、機会があれば、新しい管にやり替えていた。これは、例えば石綿管であった。それは早急に改善しようと。

それから、下水道と同時布設で水道管をやり替えてきた。それから、いろんな機会があれば、そのたびに水道管をやり替えてきましたけど、いろいろ情報を聞きますと、その当時に何で150ミリかというところと言うと、福岡太宰府線という幹線道路を何回も何回も入れ替えるわけにはいかんぞということで、極力150以上で、やり替えるときはやるぞというような流れがあったように聞きました。

当然そうでしょう。夜間工事とかそういったもの、厚い舗装をやり替えるということがござい

ましようから、いずれにしろ、当面、福岡太宰府線沿いでいくと、150ミリあれば、そこそこの将来の計画はもつというような考えで、とにかく触るときは150ミリでというような流れがあったように聞いております。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 全部の工事の負担金を、私、貴船区の方々に払ってもらうように求めていく、これはいかがなものかと、私は思っています。特に、宇美町は自己水源率が17%と、近隣でも最も低いんじゃないかなと思っています。五ヶ山の配水が始まると、また、その自己水源率が下がってくる。

こういった中で、330戸もの方々が宇美町の水を使っていたと。非常にありがたいなというふうに思っています。

特に、住民負担をしっかりと求めていくなれば、宇美町のメリット、こうした住民の方々に宇美町の水を使っていたとメリットというのも明らかにしていかなきゃいけない。宇美町の水を使っていたとすることで、どのくらい上下水道会計にとって素晴らしいことかシミュレーションしてあると思いますけれども、回答できますか。

○議長（古賀ひろ子君） 高場副町長。

○副町長（高場英信君） これは、今、地元と協議中でございますので、この場であからさまに言うことはできませんけれども、しいて言えば、さほどメリットがあるものではない。いわゆる、団地内にある既設管というのは、そのまま町のほうで維持管理していくということになります。今の耐用年数等々を計算してやり替えるとかいう、いろんな計算をしますと、いろいろ協議をしていかなくちやいけないなという部分もあるかなというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 最後に、町長にお伺いしたいと思いますけれども、宇美町にとって、やっぱりメリット、すごくあると思っているんです。願ってもないチャンスであるというふうに思っています。

負担金の13万5,000円とか下水道の受益者負担金求めるのは致し方ないにしても、工事負担金あるいは実施設計の全額を貴船区の方々に求めるのはいかがかなというふうに思っています。このコロナ禍の中で、一節によると、以前に説明されたように、七十数万円負担が生じるかもしれない。住民負担の軽減について、ぜひ再度御検討をしていただけないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 木原町長。

○町長（木原 忠君） 今回については、上下水道行政、それから都市整備行政、道路行政ですね、本当に豊かな経験を持っている副町長御指名でしたので。私のほうも横でいろいろ勉強もしながら

ら、今のやり取りも横でいろいろ聞いておりました。どうも、これ、客観で聞いておりますと、今回のちょっと議会でも、脇田議員のほうからちょっとサジェスション頂きましたけども。

本来、やっぱり水道行政というのは、原因者と受益者が明確になっている場合、それは、あくまでも公営企業ですので、独立採算制、そして受益者負担、これがもう、これ宇美町のみならず、もう全国共通の原理原則なんですね。だから、この原則を崩すことは、絶対町として、公としてすべきではない。

ただただ今回の場合は、場所が貴船団地で、それこそもう開発がされて30年近くの歳月が流れております。しかしながら、開発当初は、まして開発協議をやっぱり行う中で、町の上水を使われませんかということも当然開発業者にも協議の中でプッシュをしておる、助言もしておる。しかしながら、専用管を引いて自前でという、管理組合を作られて、そういう運営をされたという、ここ、まず初動のそういった動きがございます。

しかしながら、時30年を経て、やはり宇美町の上水という話になりました。ほかにも大型開発、たくさん団地ありますけども、ほかの団地はもともと開発段階で、とにかくそこを開発した事業者が、もう、いわゆる原因者ですよ。そして、そこに住まわれる方が受益者です。そういう形で、いわゆる公費を一切入れず、そういうことで賄ってきたという、そういう他の、いわゆる状況、環境が当然あるわけでございます。

しかしながら、今回あれは、本当に特異中の特異、もう異例中の異例というふうに思っておりますけれども、やっぱりそういうことで判断をしてきたけれども、いかんせん地下水が担保ということで、これがいつまで続くかわからない。不安も大きいという、そういうような月日が経過する中で、今回、町のほうにこういうお願いが、もう、これ唐突に起こった話じゃなくて、数年前からもやり取りをずっとやってきた。そして、何とか上水を、しかしながら、やっぱり町としては、いや、それはもう気持ちは分かるし、町としても、やっぱり宇美町の住民の皆さんで、意思を持って宇美町に住んでいただいて、そして、これからも宇美町に住んでいこうというそういう意思、意欲を持たれた住民の方々ですから、町としては、当然、もう何とか寄り添って、それこそ丸山議員が「寄り添え、寄り添え」と言われますけども、一番寄り添わなければいけない、寄り添いたいと思っているのは我々ですよ。

そして、その中でも、今いろいろ答弁いたしましたけども、私も、それならばって原則をあまり破るわけにはいかん言ったら、いや、町長、これは違いますよって、こう、これだけあって、そして、ほかとの不公平感が出るならば、これはすべきじゃない。

しかし、今回のこういう、こういうというのは後、申し上げますけれども、今回、異例中の異例の中で、今回、町が取ろうとしている策については、他の、いわゆる受益者にも何ら不公平感を与えることがないという、こういうふうに考えますので、であるならば、もう寄り添っていか

なければいけないという、そういうような、いわゆる方針を、断を下すというか、進言したのは、もう一にも二にも副町長がそういう判断をした。

だから、何と言うんですか、一つの大きな問題、そういう状況はあるにしても、原因者と、いわゆる受益者、これが今、貴船区ではもう当初開発した事業と団地の関係が非常に微妙というか、もう崩壊をしておるといふそういう状況で、じゃ、原因者がおらない、見えない。なら地域住民からいうと先ほど来、答弁もありましたけども、やっぱりそういう体制もない、原資もないというそういう中であって、しかし、町として、やっぱり町の上水をぜひという住民の方々のそういった御要望については、町としては真摯に受け止めなければいけない。

じゃ、そういう中でどうするかというときに、じゃ、町が代わって、代執行をしようという、これ、御説明を全協でもさせていただいたと思いますけども、もう、もともと、そもそも論に立ち戻ると、町が、じゃ代執行とかしていいのか、ここの議論になってくるんで、入り口のですね。

しかし、これは、もう町としての、もう政策的に判断をして、もう、そういった今までの長い月日の一連の経緯の中で、これはもうやむなしということで、代執行を町がする。ここまでは、一応、足を踏み出しましたけれども、その他のその、いわゆる減価償却についても、これ、議論いろいろあります。すべきでない、いや、それはやらなやろうと。これ、議論したら、もう、いろいろあるんですよ。

しかし、どれが正しいか、なかなか見えない。でも、最後はどこでかという、やっぱり、これはもう最終的な判断は町が政策的に判断をしていく。しかし、町について、宇美町の域内でまだまだ未整備がある。今後どういふような、同様なケースでなかなか頭に、今からは発生はしないだろうといういふような予測はしておりますけども、しかし、そういったいふようなケース、類似ケースは恐らく今後もあるだろう。そうした場合に、やっぱり原理原則を破って、悪しき前例は作ってはならない。そして、他のいわゆる、今、宇美町にお住まいの方々とその不公平感をやっぱり醸し出してはいけない。もう、ここは最低限のルールとして守っていく中で、じゃ、町として、当該の貴船地区、今回の上水道供給ですね。それから下水道管のその整備について、町としてどこまで寄り添えるのか。そういういふような判断に立って、今回御提案をさせていただいておるといふことを十分、最後に、私にお尋ねでございましたけども、確かに、人口減少の中で大事じゃないか、宇美町に住んでいる住民が困るといふじゃないか、町は何かせんかという、そういういふような御指摘も頂く中で、なかなか、副町長はもうずっと今までそういう間にやってきた中で、なかなか言いにくい。

しかし、私は客観で見て、そういうことだろうと思っておりますよ。だから、いろいろ内部でも協議をして、そして、ここは、そういった原理原則の部分に抵触をしない。そして、他の住民の方々、あるいは、特に、とりわけ先行して大型開発された今、団地等にお住まいの方々の環境、

それから、実際の生活の営み等々と何ら変わるところはない。不平等感が出現することがないという判断のもとに、今回、御提案をさせていただいておる。

しかしながら、その原理原則の中で、やっぱり応分の負担、76万円が高いのか安いのかは、私はよく分かりませんが、ただ、最初、もう数年前、もうだいぶ前になりますけども、最初の初期の頃、団地のほうから要望があったときに、説明に、当時の藤木、今の危機管理課長が説明に、A案、B案、C案、たしか三、四案ぐらい持って説明に、総会とかの機会を使って説明に行ったことを、まだうろ覚えで覚えておりますけども、大体幾らぐらいかかるとやって言ったら、やっぱりもう百数十万は負担してもらわんと、とてもやないけどできませんと言った記憶がございます。

だから、そういう中で、いろいろ精査をして精査をして、地元の、とにかく御負担が極力かからないような形で、しかし、されとて、ルールはルールとしてちゃんと遵守をしながら、そして、最大限、もう最大限、今の段階でベストの政策としては、今回御提案をさせていただいている内容が、私は一番ベストな方策なんだろうというふうに考えております。

したがって、76万円、76万円と言うけど、丸山議員の口からも幾度となくそういう数字が出ますけれども、極力、これからはまた、いろいろ協議の中で、縮められる分は縮めていくんですね、これは当然のことではございますけれども。極力そういう努力をしながらも、応分のその、いわゆる負担は、やっぱりお願いをしていかなければいけないし、そして、そのことは十分御理解を頂きたいなと、このように思っております。

ちょっと質問に対する答弁にはならなかったとは思いますが、私の思いとしては、そして、今回、直接私にお尋ねございませんでしたので、いろいろやり取りを聞く中で、また、いろいろ内部で打ち合わせをする中で、ちょっと私の思いといいましようか、こう、これ、町として判断をしたわけですから、いわゆる背景についてもちょっとお話をさせていただいた次第でございます。

今後、協議は地元ともまだ残っておりますので、そういうような形で寄り添いつつも原理原則を重視しながら、そして、お互いに、極力ウィンウィンになるような形での方向性で今後とも協議を進め、事業を実施していきたいと思っておりますので、どうぞ御理解をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） ぜひ、住民に寄り添った上下水道行政、実施していただければなと思ひます。

これで一般質問を終わります。

○議長（古賀ひろ子君） 1番、丸山議員の一般質問を終結します。

本日の日程第1、一般質問を終わります。

---

○議長（古賀ひろ子君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会することにいたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。本日はこれで散会いたします。

○議会事務局長（川畑廣典君） 起立願います。礼、お疲れさまでした。

15時55分散会

---